

'98-'99 内外情勢の推移

—グローバル経済の試練と21世紀に立ち向かう連合—



[連合第6回定期大会資料]



(財) 連合総合生活開発研究所

(連合総研)

'98-'99 内外情勢の推移

—グローバル経済の試練と21世紀に立ち向かう連合—

c o n t e n t s

第1部 国際情勢の推移

グローバル経済の試練と未来構築の動き

はじめに——グローバル化の試練と課題	7
1. グローバル経済の不安定性と脆弱性	7
脆弱性をはらむ金融のグローバル化	7
EU通貨統合と欧州連合	8
ケルン・サミットにみる新たな潮流	9
デフレ懸念の時代へ——注目されるアメリカ経済の動向	9
回復基調のアジア経済・不安抱える日本	10
2. 新たな座標軸を模索する世界政治システム	
——21世紀のグローバル・ガバナンス構築へ	11
新世紀を目前にした欧州の選択——社民党・労働党政権の時代へ	11
社会的公正と社会的一体性回復への課題	11
国家関係の意識的な改革——EUの歩み	12
新たな世界システム構築の可能性	12
「人間の安全保障」——地球規模の人間性尊重社会をめざして	13
3. 21世紀の「よりよき社会経済モデル」をめざす動き	14
グローバル経済と市場の制度化	14
多国籍投資協定の挫折とコーポレート・ガバナンス	15
雇用サミットにおける「第三の道」の模索	15
欧州雇用白書と社会政策白書——社会的に受容できる競争力モデルへ	16
「オランダ・モデル」の意味	17
4. グローバル経済と21世紀への労働組合の未来挑戦	18
市場経済の逆風に抗して——いかに運動の「自前の力」を再形成するか	18
労働と社会のあり方をめぐる「理念の闘い」	19
守勢から反転攻勢へ——再生めざすアメリカ労働運動	19
組織化への挑戦と社会合意の形成——イギリス労働運動	21

社会的市場経済の新展開をめざす—EU統合とドイツ労働運動	22
重みまず韓国労働運動の力	24
アジア危機のなかで活躍するICFTU-APRO	25
ILO基本宣言採択の意義	26

第II部 国内情勢

——マイナス成長と構造転換のなかでの21世紀への未来選択

1. 不況長期化のなかで「国民生活の不安」にどう立ち向かうか	31
「失われた10年」——マクロ・ミクロにまたがる「政策の失敗」	31
国民的な生活不安——不況長期化の根底にあるもの	32
構造改革へ二つの道——「市場至上主義」路線か「生活者重視」路線か	33
2. 不況の長期化・深刻化の過程と推移	34
「政策不況」——再び生じた景気後退	34
金融危機と遅れた対応	34
マクロ政策とのバランスを欠いた構造改革政策	34
デフレ懸念の時代へ——マクロ政策の重要性	35
経済戦略会議などの危険な側面	35
3. 金融危機下のグローバル経済への適応と日本の国際的役割	36
グローバル経済の進展と産業再編成・再構築	36
遅れた金融改革と金融ビッグバン	37
危機のなかでの金融システム改革	38
薄氷を踏む金融危機対策	38
残される構造課題と債務問題	39
世界のなかの日本、アジアのなかの日本	39
4. 漂流する政治——座標軸なき変転	40
橋本内閣の「6大改革」の頓挫	40
将来不安の助長が政権の命とりに	41
民主党の結成と自民党の参議院選挙大敗	41
小渕内閣から自・自・公へ	42
問われる戦後価値——21世紀政治をどう構築するか	43
対立する未来展望——供給者サイド優先への回帰か、生活者重視政治の復権か	43
「労働を中心とする福祉型社会」の政治をめざして	44

第III部 雇用・社会をめぐる情勢の推移

不況とリストラに抗して、ワーク・ルール形成と次世紀社会システム構築に立ち向かう連合

1. 不況下で増す労働組合運動の課題と役割	47
不況とリストラのなかで問われる労働組合の真価	47
「勝ち組」「負け組」を越える社会連帯による運動を	47
くらしの安定システム構築へ	48
2. 雇用をめぐる情勢と運動	49
戦後最悪となった雇用情勢	49
失業増大と社会不安の拡大	49
雇用対策、雇用創出策をめぐる動き	50
短期の「痛み」は雇用創出をもたらすか	50
失業の社会的代価	51
雇用保障へ労働組合の総合力を	51
3. 労働・雇用条件制度をめぐる運動と課題	53
男女雇用機会均等法、労働基準法の改正と大衆行動	53
労働者派遣法・職業安定法の改正をめぐる	53
高齢者雇用確保への取り組みと現状	54
個別労使紛争処理の制度化の動き	54
4. 参加型労使関係の課題とワーク・ルールの確立	55
労使協議制度の変化と今後の課題	55
新しいワークルールの確立をめざして	56
5. 春季生活闘争をめぐる推移と課題	56
マイナス成長のもとでの春季生活闘争	56
春闘賃金決定機構と近年の特徴	57
社会的所得分配機能の意義	58
6. 労働時間と賃金制度の諸問題	59
変化する働き方への対応と労働時間短縮の課題	59
退職金制度をめぐる動向と考え方	59
賃金制度——成果主義への傾斜と問題点	60
福利厚生費——抑制の動きと多様化するニーズへの対応	61

7. よりよき企業モデルを求めて—コーポレート・ガバナンスをめぐるへの対応 ……	62
コーポレート・ガバナンスをめぐるわが国の動き ……	62
コーポレート・ガバナンスをめぐる海外の動き ……	62
「日本型経営の基礎は変わらない」——連合総研調査 ……	63
労働組合の視点確立を ……	64
8. 底固い福祉の再構築をめざして ……	65
重大局面にある社会保障改革 ……	65
公的年金の後退に対抗する連合 ……	65
医療制度改革への諸課題 ……	66
実施段階に入った公的介護保障 ……	66
「有効な政府」による福祉社会をめざして ……	67
9. 地球環境問題・NPOとの連携に取り組む連合 ……	68
高まる地球環境保護の動き ……	68
エコライフ運動に取り組む連合 ……	68
NPOとの連携——運動領域の拡大へ ……	69
10. 組織の拡大・強化に立ち上がる連合 ……	70
進展する産別統合の動き ……	70
組織化への戦略的取り組みの開始 ……	70
むすび——21世紀への日本の労働組合運動の役割と位置 ……	71

第 I 部

国際情勢の推移

グローバル経済の試練と未来構築の動き

はじめに——グローバル化の試練と課題

ポスト冷戦の90年代の世界は、経済のグローバル化が進展するなかでアメリカ経済が長期の繁栄をつづけ、市場経済の将来への信頼にもとづく楽観論がおおむね支配的となり、アメリカ・モデルの「市場社会」がめざすべき目標とされた。そうしたなかで、1997年アジア（タイ、インドネシア、マレーシア、韓国等）に発生した経済危機は、ロシア、メキシコ、ブラジルに伝染。この「この50年間でもっとも深刻な金融危機」（米クリントン大統領、前は1930年代の世界大恐慌）はそれにとどまらず、ついにはアメリカの最先端をゆく大手ヘッジ・ファンドの崩壊（1998年秋）、世界金融恐慌の危機寸前にまで展開した。これは間一髪のところまでアメリカ連銀が緊急介入して回避されたものの、ここ2年の世界的な低成長とデフレ傾向を含め楽観論は後景に退き、いかに経済のグローバル化と脆弱性、社会の亀裂と闘うかが世界の課題として新たに位置づけられることとなった。

他方、東西冷戦構造の崩壊で大国間の軍事対立の問題は緩和されたが、NATO軍による大規模な空爆が行われたコソボ紛争や、インド、パキスタンの核武装化、北朝鮮にかかわる懸念など、地域紛争のリスクはかえって拡大している。そのなかで国際的安全保障機構としての役割を期待されている国際連合は、アメリカなどの姿勢によって機能低下が懸念されている。

世界が経済のグローバル化や情報・技術・資金での一体化、連動化を深めるなかで、これまでの国際的制度や機構が時代遅れのものとなっている。変化に見合った21世紀に適合する新たな国際・国内の諸制度・機構を人類がいかに創出するのか、という課題がわれわれの前に登場してきた。

1 グローバル経済の不安定性と脆弱性

【脆弱性をはらむ金融のグローバル化】

97年7月のタイ・バーツ下落に端を発したアジア経済危機は、翌1998年にはロシア、ラテン・アメリカへ波及するとともに、同年9月にはノーベル経済学賞受賞者などの頭脳をかかえ金融工学の粋をこらしたアメリカの大手ヘッジファンド（LTCM・金融会社）が崩壊の危機に瀕するなど、この2年間の世界経済は危機の連続だった。こうした混乱を引

き起こした直接の原因は、国境を越えて瞬時に駆けめぐる国際短期資本の急激な動きである。80年代以降、金融市場のグローバル化が急速に進展しており、国際金融市場の規模は世界のGDPや貿易額をはるかに上回るペースで拡大している。外国為替の取引高は1日当たり1.5兆ドルに達し、モノの取引の50倍以上のマネーが日々グローバル市場を駆けめぐっている。このような実物経済からかけ離れた金融経済の膨張が、世界経済の不安定性を高めている。

金融グローバル化の進展の背景としては、自由化と情報通信技術の発展があげられる。第一に、70年代初めにブレトン・ウッズ体制が崩壊し変動相場制に移行した後、80年代にはアメリカ・レーガン政権に代表される新自由主義的な経済思潮を背景に金融自由化が進展した。90年代になると、社会主義経済圏の崩壊も寄与して自由化は途上国の経済政策に関しても支配的な考え方となり、資本取引の自由化が進められた。この結果、わずかな金利差や為替変動の期待を追い求めてマネーが国境を飛び交うようになった。

第二に情報通信技術の急速な発展が、デリバティブのような高度な金融工学を駆使することを可能にするとともに、ディーラーやトレーダーたちが端末をたたけば多額の資金をグローバルかつ瞬時に動かせるようになった。さらに、世界各地の情報がリアル・タイムで流れるようになった結果、精粗まちまちの膨大な情報が市場参加者のさまざまな「期待」(思惑)を日々形成し、グローバルな規模で短期的利益を追求したマネーの動きを加速する。

グローバルな経済活動の展開は、理論的には、地球規模での効率的な資源配分を可能とし、世界経済の成長を高めるはずとされる。その一方で、「期待」が大きな役割を果たす金融市場は元来、不安定性を内在しているものである。しかし90年代前半は、市場万能の経済思潮が強まり、アメリカ型の金融制度改革が進むなかで、弱まる金融市場の安定性を新たな措置や制度で制御していくための努力はなされてこなかった。アジア経済危機勃発前後の国際金融界では、IMFに資本取引の自由化を促進する権限を付与するべくIMF協定の改正を進めることが主要テーマになっていたぐらいである。この2年間の大混乱の経験を経て、ケルン・サミットをはじめようやく国際金融市場を制御しようという気運が生まれはじめている。

[EU 通貨統合と欧州連合]

1999年1月1日、「夢想」とされその現実性がくり返し疑問視されてきた統合欧州の通貨「ユーロ」が発足した。すでに欧州中央銀行(ECB)が6カ月前にフランクフルトで動きはじめており、独、仏などの国内通貨は2002年7月までにすべて統一通貨「ユーロ」に一本化されることになった。通貨の統一は金融政策の統一強化というまでもなく、経済財政政策の一体化の推進、域外に対する対外政策、外交政策の統一の強化、ひいては安全保障政策の統一化を意味する。経済統合、政治統合、社会統合を立体的に進めてきた欧州は、ここで冷戦後の唯一の超大国アメリカといずれ拮抗しうる世界的位置をしめは

じめたことが明らかとなりつつある。ユーロはドル本位制のもとでの新自由主義的なグローバル化への対抗資源として位置づけることも可能である。長期的には基軸通貨ドル一極体制から主要通貨並立の時代へと移行する（フレッド・バーグステン氏）ことは明らかである。

もともと、こうした統合の推進は、1985年以来EU委員会委員長をつとめたドロール氏（もと仏社会党内閣蔵相）の指導性が大きかった。そこに、加盟国のうち96年にイタリアでプロディー中道左派政権（プロディー氏は1999年EU委員会委員長に着任）、97年イギリスのブレア労働党政権、フランスのジョスパン社会党連立政権、さらに98年秋にはドイツ・シュレーダー社会民主党連立政権が成立と、欧州政治はアメリカ型の市場万能主義から距離をおくことを明確にしている。

【ケルン・サミットにみる新たな潮流】

99年6月のケルン・サミットでは、97-99年の世界の動向をふまえて、いくつかの特徴的な方向がしめされた。さきの国際金融システム改革については、先進国、途上国とも金融規制を改善すべき点があること、ヘッジファンド等の高レバレッジ機関（HLIs: Highly Leveraged Institutions）の規制の必要性、資本自由化は注意深く順序立った方法で実行されるべきことが述べられている。またケルン・サミットの特徴は、首脳宣言の大きな部分が社会的側面にあてられていることである。雇用促進のための政策形成、人間への投資、社会的セーフガードの強化などの章がたてられたうえ、その重要な柱の一つに「貧困かつ最も脆弱な層を保護するための社会政策の促進」も掲げられている。「経済発展および改革は社会のすべての構成員に恩恵をもたらすものでなければならない」と述べられているように、市場万能主義が後退し、経済は社会のためにあるとの視点が戻ってきたことが示されている。ここには明らかに、欧州主要国で相次いで労働党・社民党を中心とした内閣が誕生し、それまでの新市場主義的な世界の経済政策のあり方への修正が試みられていることを読み取ることができる。

【デフレ懸念の時代へ——注目されるアメリカ経済の動向】

国際金融市場の混乱は成長停滞と景気後退をもたらした。94年以降4%前後の成長が続いていた世界経済は、98年は2.5%へと成長率が大幅に低下し、99年も2.3%の低成長が見込まれている（99年4月のIMF見通し）。潜在成長を下回る低成長が続けば需給ギャップの拡大は続くので、世界的なデフレの懸念が芽生えてきている。99年2月のEconomicist誌は、これまで数十年にわたり政策当局がインフレ退治に馴染んできたために、デフレの危険に対し対応を誤ってしまうことに警鐘を鳴らしている。99年6月のOECD労働組合諮問委員会（TUAC）の声明では、デフレの危険を拭い去るためにグローバルな需要拡大を求めている。

こうしたなかで、アメリカ経済だけが98年も3.9%成長と、92年以来の長期的な景気拡

大を続けている。失業率が4%台前半まで低下する一方で、インフレ率は2%前後で安定しており、情報革命が経済のパターンを変えたという「ニューエコノミー論」のような超楽観論もある。しかし、株価が1万ドルの大台に乗るバブルの様相を呈しており、これが崩壊すると株価・資産価格上昇による消費拡大で貯蓄率がマイナスになっている家計の消費が大きく減退する可能性がある。また、「双子の赤字」と言われたもののうち財政は黒字に転換したものの、対外赤字はGDP比2.6%にまで拡大しており、これがドル安を生むリスクを抱えている。アメリカ経済がいかにソフト・ランディングできるかが、世界経済の大きな不透明要因となっている。

【回復基調のアジア経済・不安抱える日本】

1997年からのアジア経済危機は、それまで「興隆するアジア」、「21世紀はアジアの世紀」という、成長のモデルとされてきた楽観的な見通しを打ち砕いた。アメリカやIMFの「優等生」として金融自由化をすすめたことは、近年成長率をかき上げた要因であったが、それが国内のバブルを招き、海外資本が急激に流出することによって、危機が生じたのである。金融危機に見舞われたタイ、インドネシア、韓国はあいついでアメリカの1930年代並みの激しい経済危機に陥り、半年内外で高失業と大幅な所得低下・生活悪化に直面した。韓国の失業率は完全雇用的な2%から1998年夏には8%に達した。インドネシアでは経済危機は社会危機・政治危機に連動し、長期政権をつづけてきたスハルト氏が退陣に追い込まれた。世界銀行を含め、この社会危機の背後には社会セーフガードの不備・未発達であることが指摘され、経済が第一とされたアジア型発展に大きな反省要素を加えることになっている。しかしアジア諸国は中南米やロシアと違って貯蓄、教育などの経済のファンダメンタルズ（基盤要因）は健全であり、韓国をはじめ1999年の春以降は回復過程に入ったものとみられる。

そうしたなかで、この2年間、あらゆる場面で問題とされたのは日本経済の長引く不振である。アメリカ、欧州グループに続き、アジア諸国のGDP合計に匹敵する日本経済が不振をきわめていることが、世界的なデフレ懸念の大きな根源である。日本は本来はアメリカと欧州という二つの巨人の間で、アジア諸国とともに自前の構想力をもって未来形成に貢献すべき位置にいる。欧州との親近性をもつアメリカはアジア通貨危機と経済危機については冷淡であり、もとの宮沢構想、アジア通貨基金構想を当初否定していた。いずれにせよ、早急な日本経済の回復によりアジアとの関係を含めて好循環を生み出し、世界経済の均衡のとれた成長を取り戻すことが重要となっている。

2

新たな座標軸を模索する世界政治システム

——21世紀のグローバル・ガバナンス構築へ

【新世紀を目前にした欧州の選択——社民・労働党政権の時代へ】

英国サッチャー政権、米国レーガン政権などに代表される、80年代から90年代前半にかけて世界を席捲した新自由主義・市場万能主義の流れは、旧ソ連を中心とする東側体制諸国の崩壊のあとに、いっそう強力かつグローバルに展開され、まさに時代を担う基調になるかのように見えた。しかし、ここにきて「市場原理主義の危険性」に対する警鐘や、「社会的セーフティ・ネット再構築の必要性」を訴える声が高まり、明らかに「潮の変わり目」を迎えている。

とくに欧州では、96年4月にイタリアで「オリーブの木」と呼ばれる中道左派政権が登場したのに続いて、97年5月英国でブレア党首率いる労働党政権、同年6月にはフランスでジョスパン社会党連立政権、さらに昨98年10月ドイツでもシュレーダー社会民主党連立政権が誕生した。EU加盟15カ国のうちスペインとアイルランドを除く13カ国までもが中道左派政権を選択するという状況になった。

【社会的公正と一体性回復への課題】

こうした状況を生み出した背景には、市場万能主義のもとでの自己責任という原則を野放図にしておくのと弱肉強食という野蛮状態に陥りかねないとの懸念の蔓延がある。サッチャー政権などは、かつて労働党政権の標榜した福祉政策重視の大きな政府が「市場の効率性」を欠いたことから、英国病やイタリア病などと呼ばれる先進国病を招いたと指弾し、ひたすら経済効率性を追求する政策を推進した。そうした新自由主義的手法は経済再生の面では一定の成果を挙げたが、一方で雇用不安や経済的個人格差の増大、犯罪の多発をもたらし、「三分の一社会」といわれるような大きな部分が「競争社会」に破れたと感じている。この層は就業意欲すらなくし社会から脱落している状況とみられた。そのような状況への社会の反発が生じたことが、中道左派政権が欧州各国で再び政権の座に就くようになった背景である。

新自由主義の時代を経た社会民主主義の基本理念は、旧来の社会民主主義そのままではなく、「活力ある市場経済」を前提としつつセーフティ・ネットとしての「社会的公正」の実現を図ろうとするものが多い。「市場経済」は肯定するが「市場社会」は否定する（ジョスパン仏首相）のである。そこでは「平等化の追求」よりも「機会の再配分」のため条件整備、教育と社会基盤への投資などが優先されている。「第三の道」政策を掲げるブレア首相は、98年2月の米英首脳会議の際に次のように語っている。「われわれ中道左

派は、グローバル化した経済のもとで、社会変化を管理しようとする人々の最前線に立っている。旧左翼はその変化に抵抗した。新右翼はその管理を欲しなかった。我々は、社会連帯と繁栄のためにその変化を管理しなければならない」。

1999年6月のEU議会選挙では、低い投票率のなかで社会民主党・労働党グループは後退した。この原因については、福祉の改革や労働の流動化の仕方をめぐり、支持基盤である雇用労働者にその「第三の道」への懐疑や戸惑いがあることを示したものと受けとめられている。

【国家関係の意識的な改革——EUの歩み】

「中道左派」政権の広がりとは並行して、欧州のもう一つの大きな挑戦は、本年1月実施の統一通貨「ユーロ」発足に象徴される国家間の経済的・社会的（そして一部政治的）統合の試みである。諸国家成立以降数百年におよび幾度となく繰り返されてきた悲惨な戦禍への反省と不戦の決意から発した、独仏両国を中心とする欧州統合への歩みは、51年のECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）、57年EEC（欧州経済共同体）、67年EC（欧州共同体）発足、73年英国などのEC加盟と、曲折を経つつも着実に進展し、92年のマーストリヒト条約で経済統合、政治統合まで視野に入れたEU（欧州連合）結成へと発展してきた。そして、97年6月アムステルダムで締結された新欧州連合条約が掲げるように、今後さらに高度な政治経済統合をめざしつつ、教育・文化・社会保障などの国家レベルの政策課題との調整をいかにうまく運営して行けるのか、つまり従来の国家主権に関し、超国家的存在のEU理事会との間でどのように権限機能を配分し調和していけるかという、きわめて壮大なプロジェクトである。

【新たな世界システム構築の可能性】

欧州地域の取り組みは、他の地域に比べると先駆的な位置を占めている。他の多くの地域では冷戦終了後の世界的枠組喪失のもとで、民族や宗教、歴史的主張（領有権など）対立が表面化して、悲惨な紛争が引き起こされている。そして、それを事前に抑止し、もしくは発生後に調整・解決を図るための有効な国際システムの確立は、残念ながらいまだ成功していない。これは、欧州地域でEU理事会が果たそうとしている役割を担う機関（あるいはルール）を、世界規模の平和と安全保障、人権の尊重を司るべく、諸国民の合意のもとに樹立できるかということである。

一方で、現下の国際社会で進んでいる秩序形成の動きは、必ずしもそうした理想に沿ったものとは言いがたい実情にある。すなわち実質的には唯一の超大国となった米国が、いかに世界の安全と正義を回復するための使命感に基づいた行動であるにしても、本来あるべき国際社会の民主的手続を軽んずる傾向が強いのではないかと憂慮されている。

99年3月以降のコソボ空爆に際して、米国のイニシアティブが大きくかつ重要であったことは多くの人が同意している。しかし、その一方、米国政府が世界政治の唯一の中心

となることについては懸念も少なくない。その背景には、米国には85年UNESCO（国連教育科学文化機関）脱退、95年UNIDO（国連工業開発機関）脱退、国連やOECD事務総長の人選に際しての支配的介入など、これまで自国国益と国際社会におけるプライオリティの置き方に疑問を抱かせる対応が少なくなかったことがある。

そうした世界レベルでの問題解決システムの不備が、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルワンダ、コンゴ自治州などの紛争・虐殺を阻止し得なかった根本的原因である。また世界には、火種のつきない中近東問題や、インド・パキスタン間の核開発競争・実験強行、在ユーゴ中国大使館誤爆事件に伴う米中関係の悪化、さらに台湾海峡や朝鮮半島38度線を挟んでの緊張の高まり、インドネシア・東チモールの独立をめぐる紛争など、看過し得ない危険性を孕んだ問題が山積している。それらを最悪の事態として悪化させないためにも、「力の支配から法の支配へ」転換する民主的ルールと実効システムの確立が提唱されている（99年5月、ハーグ世界平和市民会議）。

【人間の安全保障】——地球規模の人間性尊重社会をめざして

新しい世紀を眼前に控えた現在、「人類史上最も多くの血が流された20世紀」の反省に立って、新しいグローバル・ガバナンス（世界統治）のあり方が問い直されている。「ガバナンス」の動詞型である「ガバン（govern）」という英語は、もともと「船の舵を取る、水先案内をする」という意味のラテン語からきている。つまり、社会がその内部における関係と紛争を、国家のおよび非国家的手段により調整・処理するためのルールの設定と運営方法を指す。そこにはグローバル・ガバナンス理念を支える普遍的倫理基準と道徳的価値（多様性の容認、暴力否定、正義、参加、連帯あるいは友愛、自然環境との調和など）と、その達成手段を見直し、新たに定義づけ合意形成する不断の努力が要請される。

冷戦終焉後、地球規模の戦争の蓋然性あるいは脅威は薄らいだが、多くの地域紛争が頻繁に発生した。その多くは従来の概念では国内問題の形をしているとは言え、こうした紛争が世界平和を脅かすこともありうる。また、これらの紛争に重大な人権侵害が絡み、人道的介入が不可避という国際世論につながることも多い。同様に、国際テロリズムへの対応や民族紛争、文化・宗教を巡る対立、大規模な環境破壊問題などグローバル・ガバナンスの案件・領域は多様で幅広い。

そして、新たな世界システムにおいて、地球市民社会の府として国連を再構築していき、特定の覇権国の力による平和ではなく、人類全体によって享有されるべき普遍的価値の追求と連帯による「人間の安全保障（グローバル・ヒューマン・セキュリティ）」の輪を広げていくことが提唱されている。また、連合においても、インド・パキスタンの核実験に対して平和キャンペーンを展開するなど、市民団体やNGO等とも連携しながら、そうした取り組みを強めてきた。

〔参照〕 連合総研『DIO』1999年7月号／海外報告「欧州社民政権視察団印象記」
連合総研『DIO』1996年8月号／研究ノート「新時代の国連の役割考」

3 21世紀の「よりよき社会経済モデル」をめざす動き

1990年代、経済のグローバル化と市場競争の激化が社会を圧迫し、統制型の旧社会主義が人々の理想とほど遠いものであることが明らかとなるなかで、それまでの主要諸国の経済モデル、社会モデル、企業モデルを問い直す動きが世界の知識世界で生じた。人々が生産する富の大半が近代産業部門で生み出され、国民の大半もまた、近代産業部門の雇用労働者として働く社会においては、労働・社会政策、労使関係は特別の重みを持つ。

さまざまな社会モデルが覇を競い合い、そのなかでの「よりよき社会経済モデル」を模索し構築しようとする動きは90年代を特徴づけ、さらに間近に迫る21世紀にも引き継がれていこう。ここでは、一時流行った「ポスト産業社会論」の浮ついた言説とは逆に、産業社会という地盤を離れては構想しえないことが、ますます明かになりつつある。

【グローバル経済と市場の制度化】

よりよき社会モデルの模索が、世界の国民国家にとって重要性を増してきた大きな背景のひとつは、経済のグローバル化の急激な進展であった。

国際的な資本移動の顕著な増大にみられるように、情報技術革新により、もはや市場は物理的な「場」である必要から開放され、コンピュータ・ネットワークという「サイバー空間」のなかで市場が成立することとなった。この「サイバー市場」のなかで日々膨大な情報が流通し、リアルタイムで処理されていく。その結果、巨額の資金が瞬時に世界を駆けめぐることとなる。こうした巨額の国際資本移動は、当然ながら各国経済に甚大な影響を及ぼす。投資先としての各国経済の環境整備と並んで、国際社会においては、市場における「国際標準」の確立、さらには、市場の規律の制度化が大きな課題として登場してきた。

新しい国際経済環境に企業はどう適応していくのか。これは企業経営者が日々苦闘している課題に他ならないけれども、一方でミクロの経済効率の改善が国民経済のパフォーマンスに及ぼす影響への関心の高まりに呼応して、企業効率を規定する主要な要因であるコーポレート・ガバナンスのあり方が問われるようになった。OECDが1998年に発表した報告書、『コーポレート・ガバナンス：世界市場における競争力と資本調達改善に向けて』（通称「ミルシュタイン報告」）は、情報開示と透明性、株主の権利保護などを中心にコーポレート・ガバナンスの改革課題を述べているが、この報告書の最終章が「企業の社会的責任」で結ばれていることが注目される。そこでは、国民経済の活性化と国際経

済の安定のためにも「企業繁栄」が不可欠なことはいうまでもないとしても、その企業も市民社会の一員としての責任を負っていることを忘れてはならないとし、公正労働基準や環境など「社会的側面」への配慮の必要性が指摘されている。

[多国籍投資協定の挫折とコーポレート・ガバナンス]

一方、OECDが進めていた多国籍投資協定(MAI)の締結交渉は、1995年5月の交渉開始から3年半を経た1998年12月OECDの事務局の「多国籍投資協定(MAI)交渉の継続を断念する」という短い声明をもって、あっけない幕切れとなった。多国籍企業の投資活動をより自由にすることを狙った交渉であったが、「投資企業の権限を拡大する一方、企業が果たすべき社会的責任や義務にふれていない」として、環境団体など非政府組織(NGO)の反MAIの声が沸き起こった。1998年10月フランスのジョスパン首相は、国会で、「多国籍投資協定(MAI)は国家の主権に関わる。交渉の概念自体に問題がある」と交渉離脱を表明した。これを機に、OECD各国政府の間でも交渉熱が冷めたといわれている。多国籍企業の行動基準をめぐる議論以来、企業の社会的責任を問う国際世論の底流には根強いものがあり、また国民国家の利害もまた手放しの投資自由化とはなじまない側面がある。世界貿易機構(WTO)は投資自由化を2000年に始まる次期の多角的貿易交渉(シアトル・ラウンドまたはミレニウム・ラウンドとも呼ばれる)の議題とする方針であるが、戦略の練り直しは避けられない。ここでもまた、資本の論理と「社会的側面」の調和が問われている。

経済のグローバル化のなかで、効率を追求する市場と、公正を担保する社会的制度をいかに組み合わせるか、という古くて新しい問題が、各国国民経済にとっても、また国際社会にとっても、ますます重要な問題として浮上してきたといえる。

[雇用サミットにおける「第三の道」の模索]

経済の急速なグローバル化のなかで、深刻な問題が発生したのは雇用の領域であった。欧州大陸諸国における長期・大量失業問題には相変わらず厳しいものがあり、日本における雇用情勢もまた、近年悪化の一途を辿った。従来から、先進主要国サミットでも、雇用問題は主要議題のひとつであった。1994年3月には、雇用問題についての国際的な協力を協議するための、先進主要国雇用関係閣僚会合(雇用サミット)第1回会議がデトロイトで開催された。この年には、『OECDジョブ・スタディー』も発表され、高失業の是正には、構造的失業の解消が鍵になるとの認識が広まったこともあり、各国における労働市場の硬直性の改善が、雇用政策の大きな論点として浮上した。これに対して、OECD・労働組合諮問委員会(TUAC)は1995年に『適応性か弾力性か——変化に対する労働組合のアジェンダ』を発表し、環境変化を受動的に受け入れる「弾力化」ではなく、能力開発などを通じた労働者の「適応性」の増大こそが、雇用問題解決の鍵になると主張した。雇用法制の弱体化、賃金格差の拡大、失業給付の削減などを提言する『OECDジ

ヨブ・スタディー』の勧告を批判した。

その後、雇用サミットは、第2回・リール会議（1996年4月）、第3回・神戸会議（1997年11月）、第4回・ロンドン会議（1998年2月）、第5回・ワシントン会議（1999年2月）と回を重ねてきたが、その都度、各国の労働組合は、国際自由労連、OECD・労働組合諮問委員会（TUAC）を中心に、政府首脳に対する申し入れや働きかけを行い、労働者の立場からの雇用問題解決の道を主張してきた。

第3回雇用サミットの神戸会議では、労働組合代表が正式の代表として招待され、発言の機会を与えられるようになった。その実現にあたっては、主催国労働組合としての連合の働きかけも寄与するところが大きかったことから、国際的な評価を受けることとなった。これは、この間連合が主張している、各種国際協議機関への三者構成主義（ILOにみられるような政労使の協議体制）原則の拡大のひとつのステップともいえる。

EUにおける社会民主党勢力の復権、「市場至上主義」への反省に向かう国際世論の動きなどを受けて、最近の雇用サミットの議論は、次第にグローバル化の社会的側面を重視する方向に向かっていることが注目される。1999年2月にワシントンで開催された第5回雇用サミットの議長総括は、「いっそうのグローバルな統合を推し進める推進力である開放的で生産的な経済を維持し、その社会的側面を高めるために、われわれは変化の恩恵が幅広く分配されるようにしなければならない」とした上で、「成長、雇用、社会的一体性の強化に必要な労働市場制度と強力な社会的セーフティ・ネットの構築」の重要性が指摘され、貿易における公正労働基準の尊重、労使間の社会対話の必要性、ILOとWTOの事務局間の継続した協力ならびにILOと国際金融機関との協力の拡大など、国際経済における「社会規範」の形成にまで踏み込んだ提起を行っている。

こうして、第2回雇用サミット・リール会議で、主催国フランスのシラク大統領が提起した、社会保障と雇用のどちらかを一方的に重視するのではない「第三の道」の模索は、雇用サミットへの社会対話的要素の導入ともからみあいながら、次第に大きな流れになりつつある。

【欧州雇用白書と社会政策白書——社会的に受容できる競争力モデルへ】

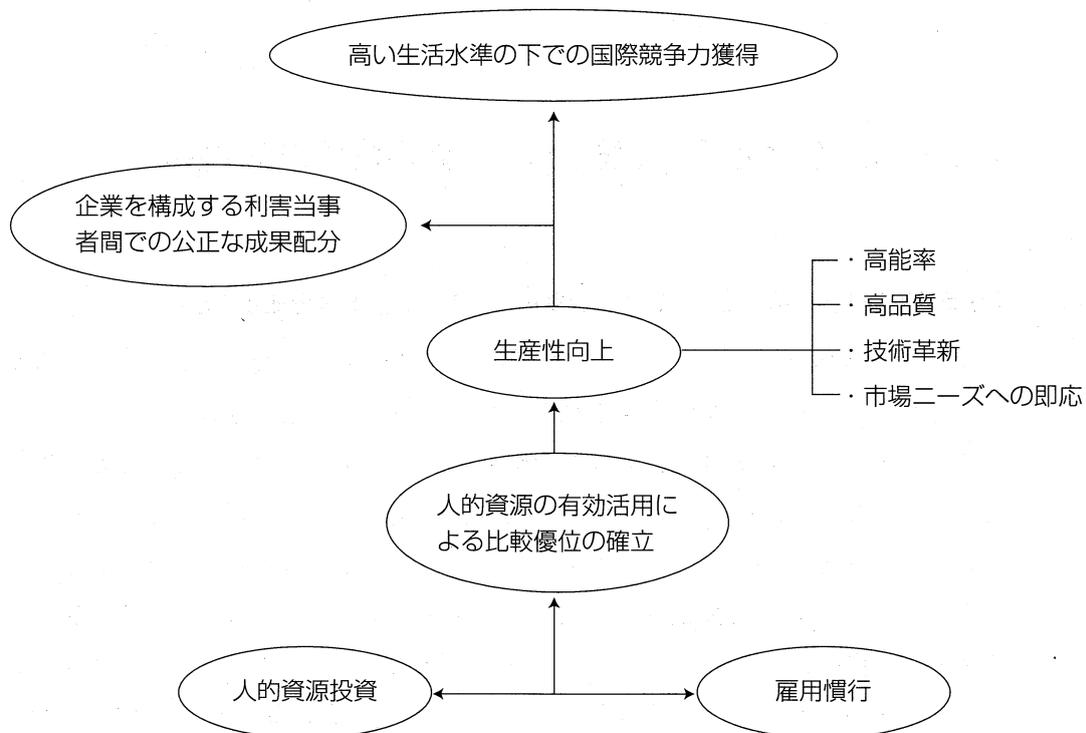
1993年のEU白書『成長・競争力・雇用——21世紀に向けての挑戦と方途』（通称「ドロール白書」）は、産業競争力の強化と雇用問題解決のための方策として、内部労働市場の柔軟性を高めることの必要性を強調して話題を呼んだ。当時、それはドロールの「ソーシャル・ヨーロッパ路線」からの転換といわれたけれども、今日から振りかえるならば、それはむしろ経済的環境変化への積極的適応戦略であり、単純な路線転換ではなかったことが注目される。そのことをもっと端的に表明しているのが、翌1994年に発表された『ヨーロッパ社会政策白書』である。そこでは、「戦後ヨーロッパ社会が維持してきた社会的規制を加えた市場経済システムが維持されるべきである。われわれは「純粋なむき出しの市場経済」を選ぶべきではない。しかし、社会的規制の実行方法には変化が

必要だと考える」と述べられている。ここには、連帯原理にもとづく社会的一体性を保持しつつ、同時にそのことと産業活性化による富の創造との調和をはかりながら、懸案である高失業問題の解決に乗り出そうとする、ヨーロッパ社会の苦悩と決意が、如実に反映されている。「ヨーロッパ社会モデル」という用語が公式文書にはじめて登場したのは、このEU社会政策白書であるといわれる。

【「オランダ・モデル」の意味】

1995年にEU委員会委員長がドロールからサンテールに交替した後も、効率と公正の調和を追求する「ヨーロッパ社会モデル」構築の基本路線は引き継がれ、発展されている。最近の注目すべき文書としては、1997年の『新たな労働組織のためのパートナーシップ』というグリーン・ペーパーがある。この文書では、ドロール白書が強調した内部労働市場の柔軟性を、職場における労働組織の柔軟化を労使のパートナーシップのもとに実現することこそが「高技能、高信頼、高品質」のもとでの産業競争力強化と雇用改善につながるとして、市場至上主義の外部労働市場の柔軟化路線に対置している(図参照)。これを「高競争力、高生活水準モデル(ハイ・ロード)」路線といいかえることもできる。

「高競争力、高生活水準モデル(ハイ・ロード)」実現の構図



資料出所：Kochan & Osterman (1994)

このようなヨーロッパの文脈のなかにおいて考えると、オランダにおける経済パフォーマンスが近年着目されていることの原因がよくわかる。すなわち、そこで追求されているのは、社会的一体性と経済効率の調和にむけての、新たな「社会モデル」の模索に他ならないからである。かつては「オランダ病」と呼ばれる経済停滞と高失業率に悩んだオランダでは、1982年のワッセナー合意（賃金上昇率の抑制、パートタイム雇用の創出等を定めた政労使三者間の合意）を契機に経済構造改革が進み、90年代に入ると低失業率（97年5.2%）のもとでの安定成長（97年 3.7%）という良好な経済パフォーマンスが持続している。そのため「オランダ・モデル」が世界の注目を集めるところとなった。その特徴は、労使合意による社会的コンセンサスの形成を通じて、社会的一体性を損なうことなく労働市場の柔軟化、構造改革に成功したことにあるといわれる。特に、パートタイム労働の量の拡大と同時に、質の改善、すなわちフルタイム労働との均等待遇の確立が追求されたことが、雇用創出に大きく寄与したと分析されている。日本でも「オランダ・モデル」への言及が最近盛んに行われるようになった。けれども、「賃下げ」（オランダで行われたのは賃金上昇率の抑制であって、賃下げではない）と、雇用の質を無視した「労働市場の柔軟化」の必要性の根拠として引き合いに出される例がしばしばみられるのは、明らかに「オランダ・モデル」の本質を見誤ったものであることには注意を要する。

〔参照〕 連合総研「DIO」1999年3月・4月号／濱口桂一郎「EUから日本社会モデルを考える」
連合総研「労働の未来を創る」第一書林、1997年

4 グローバル経済と21世紀への労働組合の未来挑戦

【市場経済の逆風に抗して——いかに運動の「自前の力」を再形成するか】

世界の労働組合にとって、この1997年から1999年の2年間は、グローバル経済へいかに対応するかという最初の大きな試練の時期であった。楽観論はすでになくなり、現実を直視して、いかに労働組合運動が情勢変化に適応するのかということがいずれの国でも大きな課題となってきた。まず、労働組合組織率の低下、青年をはじめ組合への結集力の低下、求心力の低下という根本問題について正面から議論してきた、という特徴がある。そこで内外の市場競争の激化という逆風のなかで、あらためて労働組合の「自前の力」、「労働組合の自律性」をどのように再構築するか、近年ほどこの問題を真剣に検討してきた時期はないように思える。また次に、労働組合運動の孤立をさげ、福祉や環境、人権など共有しうる目標をもつ各市民団体、NPOとの社会的連携の広がりをつくる運動も目立っている。

経済のグローバル化と競争の激化が保守陣営と経営層の多くをタカ派へ転換させようとする動きが強まり、労働組合をとりまく客観的環境は厳しさを増している。ベルリンの壁の崩壊、ポスト冷戦は、共同決定など労働組合との協調・融和に親和性のある経済モデルや産業・企業の経営者層を圧迫するように作用している。短期雇用やさまざまな名義による賃金制度の手直しなどを通じ、市場経済の荒々しい手法の経営が「新手法」として影響力を広げようとしている。それに対する社会的反発も生じている。西欧諸国のように、グローバル経済化による社会的制度への圧迫が強まる一方で、その流れに抗して、持続可能な福祉や環境、社会連帯によりアクセントを置く連立政権の形成や、労働党や社会民主党の政権復帰も目立っている。

【労働と社会のあり方をめぐる「理念の闘い」】

世界の労働組合運動の再活性化について、多くのケースをレビューしたハイマン教授（イギリス・ウォーリック大学教授）は、「労働組合は、敵対的な勢力に対抗していくためには、まず組合が組合員に魅力あるものとなって行動を共にするよう励ます、という自分たちの力の源泉を動員する能力をもつこと、そしてまた広範な世論の支持をうる能力をもつことが重要である。労働組合運動は、したがって人々の心情や精神の闘いである。つまり理念の闘いともいえよう」としている（「労働組合運動に新たに現れつつある行動方針は？」、ILO研究所「21世紀の労働組合に関する会議」、1998年12月1日会議提出論文）。

〔参照〕 連合総研『グローバリゼーションと労働の未来』1998年

【守勢から反転攻勢へ——再生めざすアメリカ労働運動】

1999年秋、アメリカ労働総同盟・産別会議（AFL・CIO）は、定期大会を迎える。1995年秋に着任以来、「社会的労働運動」をはじめ次々とアメリカ労働運動の新機軸を打ち出してきたスウィーニー会長をはじめとする現執行部が再任される予定である。長い冬の時代をすごしてきたアメリカ労働組合運動は、守勢一方からようやく反転攻勢のためのまとまりと求心力を確立しつつあるようにみえる。

社会的労働組合運動サービス関連従業員労組（SEIU）出身のスウィーニー会長は、ビル管理サービスや清掃員などの現代社会で比較的めぐまれない労働者層を全国的に組織したことで有名で、1980年代からAFL・CIOの「労働の未来委員会」などで従来からアメリカ労働組合の革新を主張していた。1995年秋のAFL・CIO役員を選出においては、それまでのAFL・CIOの運動について批判。それに代えて、①現状維持に傾く硬直的運営から、大衆運動視点に立った「社会的労働組合運動」（social movement unionism）へ、②「サービス・モデル・ユニオニズム」（組合費の見返りとしての狭義のサービス提供に特化したスタイル）に偏重するのではなく、組合員を現場の運動に参加・動員する（field mobilisation）ことの重要性を主張した。

AFL・CIO 史上はじめて、ふたつの対立するグループのなかから執行部を直接選挙で選ぶことになったが、その選出直後には、直ちにアメリカ労働運動の力の結集のために両派を統合した団結執行部を形成している。AFL・CIO を（狭義の）ビジネス・ユニオニズムから、運動の再活性化をもたらす社会運動型に切り換えようというのも、広がりつつあるサービス業や社会の下積み部分の労働者に焦点をあてた組織化に成功した実績にもとづくものである。

組織化が第一

スウィーニー新路線の特徴は、①組合資源（ヒト・モノ・カネ）の戦略的使用、②組合員参加型労働運動への理念の転換、③大衆キャンペーンとローカル・ユニオン運動の重視である。アメリカ労働組合の組織率は1980年頃の22%から1995年には15%を切り、現在は13%台にまで下がっている。産業構造はかつて労働組合勢力の中心であった製造業の比率が海外進出を含めて低下、代わって第三次産業、サービス部門などの組織率の低かった分野が拡大している。また女性や青年の多くは、不安定で低い労働条件に置かれる比重が非常に高い。低下する組織率に歯止めをかけ、労働組合の社会的影響力を確立していくには、組織内のビジネスユニオン機能を強化するだけでなく、開かれた社会運動として青年や女性の力を動員する必要がある。

スウィーニー指導部は、「組織化が第一」の方針を示し、AFL・CIO 本部だけでなく各産別組合にも、それまで「組織化」予算は総予算の3%分にすぎなかったものを3分の1に引き上げていくよう戦略的な資金運用を要請。実際に主力の産別組合をはじめ組合運営を大きく変えてきている。

AFL・CIO は、組織化を効果的に推進するためにすでに1989年に「組織化研究所 (Organizing Institute)」を設置している。これを今回、全国的な組織化のための中央センターとしての機能に拡大している。労働組合運動家を育成するために、組合員内外に呼びかけ、全国主要都市に週末の合宿労働学校を開設、そのなかから10日間研修、さらに4週間研修のシステム（宿泊・交通費を支出）を通年化した。組織化の現場研修を含めてオルガナイザーの大量育成と経営に対抗できるリサーチャーの採用を進めている。

女性幹部・活動家の登用についても、本部副会長に自治体関連労組の女性運動家がつくなどその位置と比重の拡大をはかっている。さらに、学生と青年に労働組合運動に参加する機会を広げるために、毎年夏、全国拠点都市で「ユニオン・サマー」を開催、数週間におよぶ合宿には数千人の青年の参加をえている。

アメリカ労働運動の伝統を伝えるため、ジョージ・ミーニー・センターが設立されているが、これに中央労働学校が併設されている。労働組合教育だけでなく大学と連携して学士資格を取得できる制度もあり、労働運動の活動家を育てるうえで有益な役割をしているといわれる。

他方、産業別組合の統合については、伝統をもつ米製造業関連の全米自動車労組 (UAW)、全米鉄鋼労組 (USW)、国際機械工組合 (IAM) の三大労組は2000年をメドに

大合同することを決定している。

「政治の力」の活用

AFL・CIOの運動は、レーガン、ブッシュ共和党政権による労働組合を敵視する新保守主義路線のもとで、ながらく退潮を強いられてきた。しかし近年、1997年夏のUPS（最大の合同手荷物配送会社）の大争議、ラスベガスのホテル従業員や建設労働者の組織化について本部・産別・地域組織連携の組織化キャンペーンを行い成功するなど、成果を示しはじめている。政治面でも、民主党政権に、政策的には対立面をもちながらも、1998年秋の中間選挙で不利な状況が伝えられたクリントン民主党を全面支援し、勝利に貢献するなど底力をみせつけた。その結果、労組弱体化をねらった宿敵キングリッジ共和党下院院内総務を退陣に追い込んだこと、また労組の政治活動制限をねらうカルフォルニア住民投票で逆転勝利するなど、組合員の意気はあがっている。「政治の力」を有効に活用することはスウィニー新路線の重要な柱である。

〔参照〕 連合総研『現代アメリカの産業社会の変化と雇用・労働』1997年

【組織化への挑戦と社会合意の形成——イギリスの労働運動】

イギリスで1997年5月、18年ぶりのブレア新労働党政権が成立した背後に、英国労働組合会議（TUC）の自己改革への動きがあったことはあまり知られていない。

TUCは1993年に創立125周年を迎えたが、組織率と社会的影響力が低下の一途を続けた1980年代の反省のうへで、TUCがまず「戦略」をもつ必要性が強調されることになった。低下する労働組合組織率は、内部紛争をかかえ、外部環境の変化に適応できていないTUCの活動に問題があるとして、TUCの活動が活動家にとって魅力あるものとするのが先決だとの考え方が強調された。

社会的パートナーシップ

新たに就任したジョン・モンクス書記長は、TUCが「イギリス社会の良心」として行動すること、また女性、外国人労働者、短期雇用者などの組織化と提携など「雇用の公正」に運動の力を注ぐことを強調した。高すぎる会社役員報酬への批判（「太った猫」批判）、工場レベルの交渉方式の容認（「日本モデル」の否定から容認へ）、それまで否定していた「社会的パートナーシップ」の容認へと動きはじめた。1995年の大会では、株主第一主義や会社重役による経営の専横を批判し、従業員を重視した「ステーク・ホルダー（当事者参加）型の経済」の方針を決めている。これは1999年1月の「職場におけるパートナーシップ」の肯定となり、CBI（経営者連盟）との対話を拡大していく方針につながっていく。このことは、「彼らと俺たち」の長いイギリス社会の「階級」文化を変えていくねらいもある。

ニュー・ユニオニズム

「ニュー・ユニオニズム」はモンクス書記長のもとで、1997年大会から打ち出された組

組織化戦略である。「組織化をまず第一に」というスローガンをたて、アメリカのスウィニー会長のもとの組織化をひとつの手本として、講師の招聘、組織化方針の策定、「組織化アカデミー (organizing academy)」の設立、全国での青年フォーラムの開催など、若年、女性、中級のホワイトカラー層に焦点をあてた組織化にとりくむこととなっている。組織化にはまず「組織化しようとする文化」が必要だ、との認識が置かれ、「外」に組織化に成功するためには、「内」に日常的な運動の活力が必要である、と内外の運動活性化が表裏一体のものとして強調されている。

また1980年代の労働組合の社会的孤立の経験から、さまざまなNPOとの連携、経営との社会的パートナーシップなど労組の社会的基盤を固めていく分厚い戦略が志向されている。1998年の組織労働者数は18年ぶりに低下がとまったが、TUCみずからが旗を振る組織化運動はこれからである。ブレア政権の成立にあたって、「仕事のための福祉」(welfare to work) を支持すると共に、中央における最低賃金委員会など、廃止されていた三者構成方式による社会対話も積極化しつつある。

【社会的市場経済の新展開をめざす——EU統合とドイツ労働運動】

1998年9月、ドイツで16年ぶりに社会民主党 (SPD) が総選挙で勝利し、社会民主党のシュレーダー氏を主班とする「緑の党」との連立内閣が成立した。1997年5月のイギリス・ブレア労働党内閣、同年秋のフランス・ジョスパン社会党内閣の成立に続く、欧州政治体制の変化である。1999年5月27日の欧州社会党・労働党・社民党の会合では、EU15国のうち11カ国でこのなかから首相が出、また2カ国でも連立内閣に参画という大きな変化が生じていることが明らかとなった。

労働組合と政権

長いコール保守党政権のもとにおいても、ドイツ労働総同盟 (DGB) は政権への影響力を残し続けていた。コール氏を除くとただひとり18年の間、閣僚を続けていた社会労働相のブリューム氏 (キリスト教民主同盟) は金属労組の組合員であり続けた。コール前首相は繰り返し、「残業を減らして雇用創出を」と呼びかけていたし、社会保障改悪ではドイツ労働総同盟と全面对立したものの、雇用については前向きの姿勢をとろうとしてきた。しかし、この数年、EU統合が経済のグローバル化をにらみながら進められるなかで、「雇用のための同盟」は停滞し、EU統合に際しての包括財政緊縮政策に関わり社会保障等での対立が目立ってきていた。またドイツには失業率11% (1998年) という高失業是正が大きな課題として残ったままであった。

昨秋の総選挙では、シュルテ DGB 会長は、①減税か賃上げかの手段を問わず、労働者の実質所得が増えてそれが内需拡大にむすびつくこと、②選挙公約である社会保険料負担の軽減、財源対策として石油税の小幅引上げは受け入れる、などを含め雇用機会の創出を最大課題として位置づけている新政権を支援したいとの意向表明を行っている。

シュレーダー首相は社会労働相に金属労組のリースター氏を任命するとともに、政権

綱領でうたった「労働と革新、そして社会的公正のための同盟」を政・労・使の間でむすぶことを呼びかけた。DGBもあらためて「同盟」を提唱し、使用者団体のBDAもこれに同意したことから、1998年12月に雇用問題に対処する政労使三者の恒久的機関として「雇用のための同盟」が成立した。この同盟では、非賃金コストの削減、社会保障の改革、労働時間の柔軟化、若年・高齢労働者の失業解消など、幅広い政策課題が協議されている。雇用創出をめぐるアクセントの置き方には政府と労働組合の間には微妙かつ重要な差がある。シュレーダー氏は「失業はグローバル化がもたらしたものではない。誤った意識、誤った規則、知識の欠如である」という認識を示している。これは1999年6月EU議会選挙の直前にブレア英首相と共同で出した宣言「市場経済と労働の柔軟化」につながっている。この「声明」は「労働市場の柔軟化」を支持することで中間勢力のとりこみをはかり、「雇用のための福祉」あるいは「福祉から雇用へ」、つまり短期雇用や低賃金を受け入れながらの雇用拡大戦略をめざしたものとみられている。安定した雇用、底固い福祉を求める労働組合の要請とは乖離する側面がある。そして、結果的には、今回6月のEU議会選挙では労働党・社民党グループは後退を余儀なくされた。それは、この「声明」などで、両国で社会の恵まれない層の反発があり、労働組合活動家や誠実な労働党・社会民主黨員の熱意を失わせたことが、敗北の原因となったとされている。

ドレスデン基本綱領

ドイツの労働組合組織率も旧東独部分での組織率の急低下がひびき、かつて40%を大きく越えていたものが1996年には35%に低下している。ドイツ労働総同盟はベルリンの壁の崩壊後、グローバル化とEU統合の進展するなかで、21世紀への労働運動のあり方を5年かけて論議を続け1996年11月の特別大会で、長期運動方針として「ドレスデン基本綱領」を採択している。これは、「規制緩和、社会国家の責任の抑制、組合の行動可能性の制限などの新保守主義のなかで組合が陥った消極姿勢からの脱皮を試みる」ことに主眼が置かれている。時代環境に押し流されるのではなく、みずからの手で「労働、社会国家、労働の未来を構築しよう」と決議されている。

つまり、①東西両体制の対立の谷間の産物ともいわれたドイツの共同決定システムを堅持し、当事者参加を発展させること、②「労働協約主権」を産業・企業再編においても堅持すること、③個人志向と男女平等を生かすため「時間主権」による家事労働の男女間の配分、労働と生活の調和、労働の自己実現条件の拡大をめざすこと、④持続可能な改革を認めつつ、社会秩序の基本となるこれまでの社会保障制度の根本を堅持すること、⑤エネルギーや資源消費についての「環境重視」の対応に取り組むこと、などが合意された。また運動スタイルの革新が課題であるとして、中央集権主義と階級原理を越え、運動様式を地域と課題に則してより分権的な形に転換すること、団体交渉も分権化してフレキシブルにする方向が示されている。他方、組織機構では、もともとドイツの産業別組合は17へと統合整理されていたが、さらにこれが6ないし7つにまで統合されていくことが見込まれている。1997年10月、106年の伝統をもつ繊維・被服労組（22万人）

は木材・プラスチック労組と共に、287万人の金属労組と合併することを決めた。また同月に鉱山労組・皮革労組は化学労組と合併することを決定。鉱山・化学・エネルギー労組100万人が誕生することとなった。

〔参照〕 連合・DGB『労働の未来、福祉国家の未来、労働組合の未来』1997年
「社会連合」による運動

1995－97年の間には、ドイツとフランスで新たな社会紛争が拡大した。それはEU統合に際しての包括財政緊縮政策に関連して、社会保障水準の切下げをめぐり、大きな社会からの反発が生じたからである。DGBは病休時の所得保障切下げなどをめぐり、社会保障の後退に危機感をいだいていた教会などの民間6団体に呼びかけ、96年5月には民間版「社会福祉サミット」（於ケルン）を開催して「社会福祉国家憲章」を採択。「新しい国民連合」の形成がいわれた。その後、全国各地で数十万人の集会・デモが行なわれ、社会保障削減案に歯止めをかけることに成功している。フランスでも1995年ジュベ前首相（保守党）の医療・年金に関わる社会保障改革案（ジュベ・プラン）に対して、まず公務員や公共事業関連の労働組合が反対のストライキに入った。かつて公共部門ストライキが、イギリスの1979年の長期ストライキのように大きな国民的反発をかったのとは逆に、その後のフランス社会運動の再高揚の契機となった。

1995年以来労働争議件数は、他の国とは逆に増大。教育改革をめぐる学生を含む社会運動の再高揚は1968年以来ともいわれ、1997年の仏ジョスパン社会党内閣の誕生につながる事となった。フランスでは1998年に「週35時間労働法」が制定され、雇用拡大のための模索が行われている。

〔重みます韓国労働運動の力〕

1997年のアジア経済危機は、秋には韓国に波及し、韓国経済はかつてない激烈な景気後退に見舞われた。金融危機とデフォルト（支払い停止）を避けるため韓国政府はIMFに緊急支援をもとめ、IMFはその条件として経済財政の全面的な緊縮政策を求めた。さらに解雇促進をはじめ労働市場の柔軟化をIMFが求めていると伝えられたところから、経済危機のなかでの韓国企業のリストラ旋風が荒れ狂うことになった。少し前までの韓国の失業率は2%であったものが、わずか1年足らずの間に8%を越える高失業に急転直下悪化することとなった。

それに先立って韓国は、OECD加盟の条件として労働組合の自立の容認を基本とする近代的労使関係の形成を受け入れ、労働基本法では解雇については日本の解雇4原則を趣旨とする法律も成立していた。そこに経済危機と「IMF時代」が到来して、経済困難を理由として解雇できる「整理解雇制」の導入、派遣労働をはじめとする労働市場の柔軟化がIMFなどからの支援や海外からの投資受け入れの前提条件とされるかのような荒々しい経営風潮と、産業界・政界からの議論が世論を覆うかにみえた。

金大中大統領と政労使委員会

その最中、金大中氏が大統領選挙で勝利。大統領はこの困難を社会パートナーシップで乗り切るべく、政労使委員会の設立を軸に対応しようとした。全国で労使紛争が多発するなか、韓国のナショナル・センター・労総（FKTU）と、当初参加が危ぶまれていた民主労総（KCTU）を含めた、第一期政労使委員会が1998年1月に設立された。ここでは、財閥のリストラの推進をはじめ民間大企業の構造改革をはかること、労働市場の柔軟化は労働者の権利保護を前提にすすめること、雇用創出安定政策と社会保障制度の拡充などが合意された（98年2月）。その後多くの全国ストライキや紛争が続くなかで、1998年7月にはリストラ過程に労働組合の発言権を生かす趣旨で第2次政労使委員会がもたれた。

現代自動車労組・金融労聯の闘い

民間有力企業現代自動車では全従業員4万5000人のうちの8,189人の整理解雇が通告され、労働側は賃金カットや時短を提案したが会社側が受け入れず、その後3か月にわたりストライキとロックアウトが交錯する長期大争議となった。日本の三井三池争議にも似た局面のなかで与党国民党の仲裁チームと政・労・使委員会の活動で、8月23日にはこの整理解雇は最終的には277名の削減、整理解雇者への慰労金の支払いなどで合意した。韓国労総傘下の金融労聯では、金融監督委員会により12行のうち5行が営業停止・強制整理処分、残り7行についても50%の人員削減が求められることとなった。金融労聯は9月に3万6,000人が無期限ストに入ることとなり、韓国労働部はストは違法であり、検挙もありうると警告した。情勢が緊迫するなか、スト直前になって各銀行長を含め金融界や金融監督委員会と金融労聯が一堂に会した会談で、苦い妥協案として32%の人員削減と退職者特別慰労金などがまとめられた。

1999年に入っても、地下鉄ストや造幣公社のスト策動（検察によるスト誘導）、また2つの教員労働組合と教育省との協議開始をはじめ全国的な労働運動と労使紛争の大きな広がりが続いた。全国大学教授536人は時局の収拾を求めて「政府は労働界と積極対話を」の声明を出した。その後の政府の対応に、財界が政府は労働界に肩入れしていると反発するなどの動きがあり、99年6月29日には金大統領が労総および民主労総の両委員長と会談。第3期政労使委員会の発足が見込まれている。

両労組は法改正により労働組合の政治活動が認められることとなったのを背景に、次の総選挙では本格的に政治参加することを決めている。韓国労総は「改革国民政党的創党」を打ち出し、労総の政治改革案を受入れ、庶民大衆と労働者の利害を代弁しうる政党と連携、労総の候補者リストを一定の幅で受け入れる政党により、積極的に政治参加することを表明している。韓国社会は経済危機のなかで、民主社会の形成に燃えている。

〔参考〕 連合総研『社会的公正のアジアをめざして』、日本評論社、1998年

[アジア危機のなかで活躍する ICFTU-APRO]

韓国のみならず、アジア経済危機はいくつかの国では政治危機に連動し、アジアにおいても経済問題のみならず雇用保護、社会保障などの社会的制度や結社の自由、団体交渉など「労働者の基本的権利」を尊重することの重要性があらためて認識されるようになってきている。

1997年夏以来、アジア経済危機が広がるや、ICFTU-APRO（国際自由労連アジア太平洋地域労働組合組織、和泉孝書記長）は、ただちに活動を開始、インドネシア、タイ、韓国、フィリピンなどの各地でILOなどと提携した国際会議を相次いで開いた。アジア経済危機、政治危機に対応するには何よりも、軽視されてきたアジアでの雇用の公正と社会保護、社会セーフティ・ネットの構築が必要である。各国政府への働きかけのみならず、そもそもアジア金融危機、経済危機拡大に責任のある世界銀行、国際通貨基金（IMF）などの国際機関に対しても申し入れを行い、アジアの「社会的側面」についての認識の欠落を強く指摘してきた。このことを、このアジア危機をチャンスとして正そうとしたAPROの動きは大きな影響を与えた。「社会的側面」に相対的に理解のあったウエルフェンソン総裁を筆頭に、世界銀行はアジアでの社会セーフティ・ネットの必要性をことあるごとに強調するようになった。また、和泉孝書記長が申し入れを行ったIMFのカムドシュ専務理事も、それまでの金融政策における社会的側面の無関心をあらためる態度を示しはじめた。当初韓国へのIMFの直接介入とみられた動きも、韓国労組やAPROの働きかけで慎重なものへと変化した。

アジアの雇用確保と社会的セーフティ・ネット構築に関するさまざまな会議の積み重ねのうえて、1998年7月28日から「社会的セーフティ・ネットに関する地域ワークショップ」がAPROなどの主催で各国政・労・使、国際機関の代表者の参加のもとで開かれた。「いまほど適切な社会的セーフティ・ネットの提供が、この地域の政府の再優先課題になったことはない」として、社会保障と雇用保護に関する広範な「声明」と「勧告」を採択した。またアジアの通貨危機とその後の対処についても、APROは1999年5月にソウルで「アジア通貨基金に関する労組の視点」に関する準備会議を開き、今回のアジア金融危機の教訓をふまえ、アジアの流動性の不足と通貨協力、金融政策のあり方について問題提起を行った。

[ILO 基本宣言採択の意義]

アジア危機は、従来からアジアを含む世界のグローバル経済のもとでの雇用と労働の公正の視点から社会対話と社会的セーフティ・ネット構築を押し進めようとしてきていた国際労働機関（ILO）の役割をあらためて認識させることになっている。さらに1998年6月18日、ILOはジュネーブの総会で、「労働における基本的原則と権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を採択した。アンセルヌ事務局長（当時）は、「グローバル化と

経済成長は社会進歩の前提条件ではあるが、それだけでは社会進歩を確保することはできない。それには、関係者が自ら創出した富の公平な分配を要求できるようにするための共通の価値を基盤にしたいくつかの社会的基本的原則を伴う必要がある」という認識を強調する。1990年代のグローバル化の進展に対して、このような視点からの国際的取り組みの第一歩が1995年の国連社会開発サミットであり、第二歩が1996年のWTO（世界貿易機構）会議に際して「中核的労働基準を遵守する」との各国による公約であり、それを確認した第三歩が今回の「ILO宣言」であるとしている。つまり、この宣言は弱肉強食の世界市場の暴力的動きをチェックし、公正な世界を構築する国際的な取り決めとして、その後の進展のフォローアップ措置を含めて確認されることになった。

この宣言の採択には多くの困難があり、殊にアジア諸国政府の動きはその障害のひとつであった。労働側理事の伊藤祐禎氏をはじめ関係者がアジア諸国の意見とりまとめに奔走、日本の行政担当者の理解と協力もあって「宣言」採択にこぎつけることができた。その後ILO事務局長に就任したソマビア氏は国連社会開発サミットをラスムッセン・デンマーク首相（もとデンマーク中央労組（LO）の専任書記）と共に推進した立役者である。グローバル化に振り回されるのではなく、グローバル化に積極的に立ち向かう世界の労働運動の良きパートナーとなることが期待される。

〔参考〕 連合総研『グローバリゼーションと労働の未来』1998年
連合総研『DIO』1998年9月号／伊藤祐禎「ILO・労働の基本原則と権利の宣言活動と基本宣言について」

● 第 II 部

国内情勢

マイナス成長と構造転換のなかでの
21世紀への未来選択

1 不況長期化のなかで「国民生活の不安」にどう立ち向かうか

【失われた10年】——マクロ・ミクロにまたがる「政策の失敗」

1997-98年度の日本経済は、戦後はじめての、あるいは戦時および直後期を除けば産業発展に入った今世紀になってはじめての、マイナス成長が2年間続いた期間として特記されよう。いうまでもなく金融危機と信用収縮がその最大の要因である。このような経験は20世紀ではほとんど1930年代前半のアメリカにしか例をみない厳しいものであった。大手銀行の閉鎖がはじまった1997年秋以降「日本発の世界恐慌」がいわれ、実際1998年秋のアメリカの大手ヘッジファンド崩壊に際しては世界中が薄氷を踏む思いにさらされた。

この厳しい景気後退はすぐに労働市場にあらわれた。有効求人倍率が急低下、失業率が後を追って上がりはじめ、1999年夏には5%台に迫っている。日本で長らく忘れ去られていた失業という市場経済の亡霊がついにまた登場しつつある。

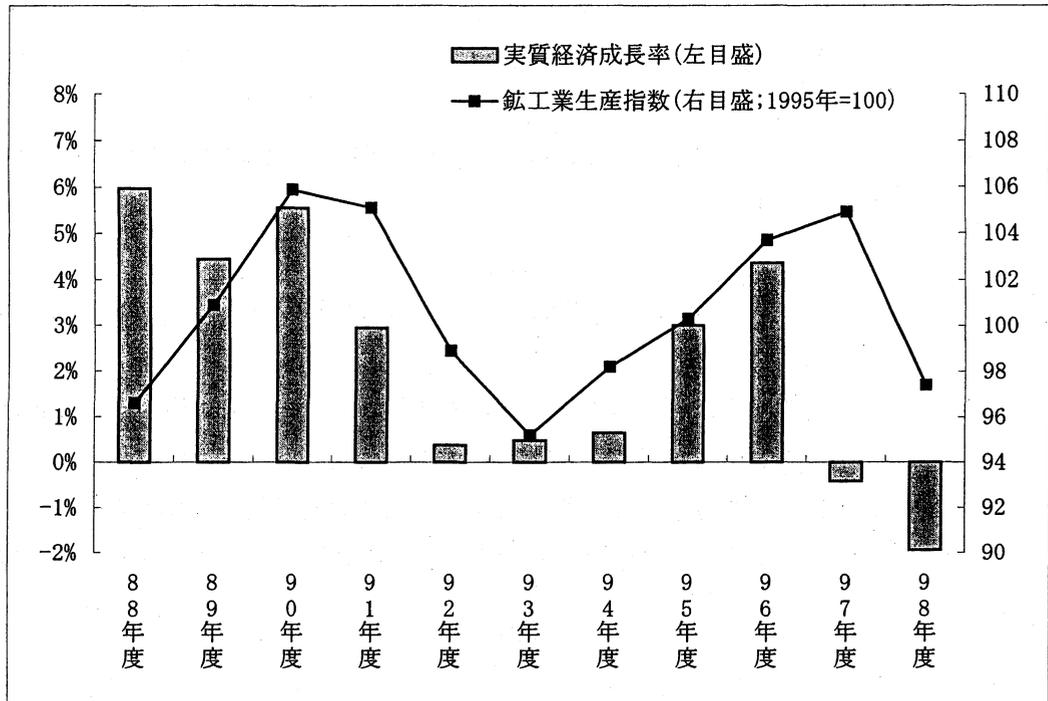
1990年代の日本の成長率は、マイナス成長の3カ年を含め年平均で1%内外のOECD諸国でもっとも低い「失われた10年間」となろうとしている。これは、それ以前の戦後期のどの10年間でも日本がもっとも高い成長率であったことに対比してみると、あまりに極端なコントラストをなしている。これにはマクロ政策とミクロ構造政策の双方の組み合わせにまたがる「政策の失敗」の連続があり、ことに1997年の景気後退はマクロ政策上の「大失策」(F.バークステン)とされる。マクロ経済を無視した「構造改革」という名のミクロ政策の強行、国民の生活不安を無視した財政構造改革の強行が今回の「大失策」の原因である。

〔参考〕 栗林 世「政策不況は避けられるか」(連合総研『DIO』1997年1月号)はその危険について警告していた。また、連合は特別減税継続の大衆行動に移ろうとしていた。

当時の橋本内閣は金融システムの疲弊という中心的な構造改革は後回しで、物価水準の下落など産業のデフレ状況を「市場に放置」し、産業構造改革という名のリストラを迫った。また日本の高貯蓄を21世紀のための基盤的投資などの有効需要に転化することなく、生活安定を基盤とした内需型成長の軌道に軟着陸させるという道をとろうとしなかった。

【国民的な生活不安——不況長期化の根底にあるもの】

近年の日本経済の行き詰まりは、この直接の原因である負債デフレや金融部門の改革の遅れにあるだけではない。むしろ短期的な財政構造改革に目を奪われ、より大きな問題である国民生活の将来不安を意図的にかきたて、消費低下、有効需要不足を拡大したことが不況深刻化の原因である。日本の高い貯蓄性向は、1996年から1998年にかけて実質可処分所得が停滞もしくは低下するなかで、2パーセント・ポイントも上昇した。それは金融不安などの不況の先行きを懸念したというよりも、公的年金の危機を案じ、医療保険の赤字を給付率引下げ（本人9割給付から8割に下げただけでなく7割給付にまで削減する構想も）を迫り、加えて生活の基盤である雇用の安定を「流動化推進」で攻撃したことに関係している。長期不況と失業増大、比較的格差の少ない平等感のあった社会、そして何よりも雇用を重視してきた産業・企業のあり方が変わろうとしていること、これらが消費萎縮と貯蓄性向の上昇の背景にある。企業は日常的なリストラにさらされ、雇用安定優先の発想は孤立しつつあり、手厚いところも多かった企業内福利厚生は抑制・削減に追い込まれつつある。生涯生活のよりどころとしての「企業共同体」は、ますますあてにできなくなっているという見方がふえている。



[構造改革へ二つの道——「市場至上主義」路線か「生活者重視」路線か]

振り返ってみれば、1990年代前半までは、バブル崩壊期であったとはいえ、生活者にとっては比較的にな幸せな政策が実現してきた時期であった。さまざまな連立政権のなかで新ゴールド・プランをはじめとする福祉基盤に関わる制度整備がすすみ、かつての「日本型福祉」という名前の時代遅れの議論——福祉は「例外的な弱者」のみ給付するという——はいったんは後退した。しかしながら、不況が深刻化し自民党主軸の政権が続くようになって様相が変わってきた。

またぞろ1980年前後の「福祉は基盤的保障にとどめる」流の「小さい政府」論が復活し、「規制緩和」が万能薬のように主張されるようになった。ここでは、90年代の日本経済の長期的な停滞について、バブル崩壊と負債デフレ処理の失敗という中心的な問題を回避しつつ、その原因を健康であった製造業を含めた日本型経済社会システムの「全面的な制度疲労」という一般論に短絡する議論が展開された。日本の制度的条件や歴史的な「経路依存」を無視して「完全競争市場は最適均衡をもたらす」という経済学の原理に単純還元する「市場至上主義」のイデオロギー的主張が強烈に打ち出されることになる。それは産業政策や中小企業政策、交通政策のみならず、根底的には雇用の面で解雇や配転、賃下げを経営にとって容易にするような仕方における労働市場の流動化、総人件費削減がターゲットとされている。合理的な根拠と基準にもとづく「規制改革」を進めるのではなく、例外的なものは別にして社会的に積み上げられてきた諸制度ルールをまずゼロにしたところから始めよう（「ネガティブ・リスト」）という市場万能主義型の「構造改革」路線となる。これを背景に、経営は次第に強硬な姿勢を示すところが目立ってきている。これに対して、連合が1990年代後半から次第に明確にしてきたのは、勤労者・生活者の視点からの日本的ゆがみの是正、「政・官・財」癒着政治の改革、分権自治改革、情報公開、参加型労使関係の発展、底堅い福祉や社会的安全ネットの構築、生涯能力開発を含む積極的労働力政策、21世紀に基盤となる情報基盤・環境基盤整備などの、生活者重視型の「もうひとつの構造改革」路線であった。

〔参考〕 連合総研『福祉経済社会への選択——市場と連帯の社会システム』1995年

2

不況の長期化・深刻化の過程と推移

【政策不況】——再び生じた景気後退】

日本経済は、実質 GDP 成長率が97年度マイナス0.4%、98年度マイナス1.9%と2年続けてマイナス成長となる厳しい不況に陥った。今回の不況の最大の原因は経済政策の失敗にある。第一に、97年度の約10兆円の国民負担増をはじめとする緊縮財政への急旋回が、バブル崩壊後の深い落ち込みからようやく見られ始めた景気回復の腰を折ってしまった。第二に、景気後退が金融システム不安、アジア経済危機と相乗的に作用して97年度後半に急激に落ち込みを深めるなか、財政構造改革路線への拘泥から政策対応が遅れてしまった。第三にバブル崩壊後の不良債権処理を先送りしてきたことで、これが景気回復の定着を損なうとともに、97年秋口からの大手金融機関も破綻する金融システム不安となって噴出した。この結果、消費者も企業も将来不安が高まりマインドが萎縮するとともに、生産-所得-支出をめぐる循環がマイナス方向に働き続ける不況の悪循環に陥ってしまい、大恐慌以来の景気後退と物価下落が同時進行するデフレ・スパイラル入りが懸念されるまでの危機的状況となった。

【金融危機と遅れた対応】

98年7月の参議院選挙で政策不況への国民の審判が下されて、ようやく悪循環を断ち切るための政策が打たれるようになった。

金融問題については、総額60兆円の公的資金枠を含む金融再生関連法（98年10月成立）で、破綻銀行を特別公的管理下に置くとともに、主要銀行に対して7.5兆円の資本注入が行われた。また、総需要喚起のために財政出動を伴う緊急経済対策（98年11月）が決められた。99年1～3月期の実質 GDP 成長率が6四半期ぶりにプラスに転じるなど、公共投資増加による景気の下支え効果から、足元、景気は下げ止まっている。しかし、需給ギャップが大幅に拡大してしまったために設備過剰感が強く、また雇用環境の悪化が所得・マインドの両面から消費の回復を阻害している。民間部門の需要が自律的に増加を続ける本格的な景気回復の展望は依然開けておらず、景気刺激的なマクロ経済運営の継続が重要である。99年6月のケルン・サミット声明でも「内需主導による成長が回復するまで景気刺激措置を執行していくこと」を求められている。

【マクロ政策とのバランスを欠いた構造改革政策】

97年度からの厳しい不況はマクロ経済政策の失敗によるところが大きく、90年代を通

してみると日本経済は年平均1%前後の異例の低成長で、「失われた10年」になろうとしている。この原因の過半は、バブル経済の負の遺産である不良債権問題の解決を先送りしてきたことにある。次いで、経済のグローバル化や少子・高齢化が進展するなかで、日本経済が構造調整の過程に直面していることがある。従来のキャッチアップ型の経済社会システムが急速な変化への適応力を欠いており、構造改革の必要性が唱えられている。橋本前内閣は96年秋から6大改革（経済構造改革、財政構造改革、行政改革、社会保障改革、金融システム改革、教育改革）を掲げ、構造改革の推進を最大課題とした。

しかし、97年度からの緊縮財政への急旋回にみられるように、マクロ経済政策とのバランスを失した構造改革路線は、95-96年度にかけて見られ始めた景気回復の腰を折ってしまうことになった。構造改革自体は経済社会のダイナミズムを高め、中長期的に大きなプラスの効果をもたらすことが期待されるわけだが、短期的には古い構造を破壊する過程での痛みを伴うもので、経済状況を十分に勘案した上で順序だって進めて行く必要がある。構造改革の痛みを吸収する新しい産業の勃興も、経済が低迷し将来の見通しが立たない状況では起こりにくいものである。

【デフレ懸念の時代へ——マクロ政策の重要性】

97年度の政策の失敗は、バブル崩壊後の不良債権問題を抱えたままの経済の脆弱性についての認識が甘かったことで、景気の腰折れは容易に負債デフレに転化することになった。次いで、財政再建を至上とする財政構造改革への拘泥がマクロ経済運営の柔軟な対応を阻害することになった。財政構造改革キャンペーンのなかで、「破局のシナリオ」と言われるように政府が年金財政の不安をことさら強調したことも、国民の不安をいっそう高めることになってしまった。構造改革の推進には、国民の安心を確保するようなセーフティ・ネットの整備を先行させて力を注ぐことが欠かせなかったといえよう。

ポール・クルーグマン氏は近著『世界大不況への警告』のなかで、日本の不況対策をモデルとしたようなデフレ型政策が世界に広がるのではないかと、そのため今後世界がデフレ懸念の時代に入りかねないことを警告している。「景気後退を経済の構造的問題の結果だと考え、それが解決されなければ回復できないとみなすことは、完全に間違っている」という。いずれにせよ、日本は過去40年来の長い「インフレ懸念の時代から」、「デフレ懸念の時代」に入っているとみななければならない。

【経済戦略会議などの危険な側面】

99年に入り、経済戦略会議報告（「日本経済再生への戦略」、99年2月）、産業競争力会議（99年3月設置）、新経済計画（「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」、99年7月）また産業活力再生法などにみられるように、構造改革を強調する動きが再び強まっている。経済戦略会議が「健全で創造的な競争社会」といい、新経済計画は経済選択の基準としての価値観として自由を特に強調している。ここでは以前にも増して「個人中

心・市場万能」社会をめざす方向が打ち出されている。また、「小さな政府」型セーフティ・ネットというように、福祉を抑制し雇用の流動化を促進しようとしている。80年代の米・英の後を追うようなもので、格差拡大、社会分裂の方向に進みかねない。

こうした理念では、国民に自信と安心を与えることはできない。連合がめざす「ゆとり・豊かさ・社会的公正」を実現する改革の提示が求められている。

3 金融危機下のグローバル経済への適応と日本の国際的役割

【グローバル経済の進展と産業再編成・再構築】

日本経済は90年代に入り、いわゆる「大競争時代」といわれるグローバル化の進展とともに中長期的な構造変化過程にある。構造変化や構造調整とは、基本的には労働、資本、技術といった資源の配分が、低付加価値分野から高付加価値分野へシフトしていく過程であるが、近年のグローバル化の次元が貿易財の領域のみならず、投資立地の競争という形で非貿易財の分野にまで及んでいることから、非製造業も含めたわが国の経済構造そのものが調整過程に直面しているものといえる。こうした構造変化が順調に進展すれば、21世紀に向けて知識情報、創造的技術開発といった新しい分野へのダイナミックな産業高度化への道が開かれることになるであろう。

このなかで、製造業については、総じてみると早くから構造調整がかなりの程度進展してきた。日本の産業構造や貿易構造はすでに大きく変わっており、重化学工業素材型から高度加工型へと製造業のなかの比重は変化している。加工型産業のなかでも国内生産額で96年には自動車を情報機器が越えた。85年のプラザ合意からの円高により日本企業の多国籍化が進み、ことにアジアへの生産シフトが顕著で、95年前半にかけての急激な円高の進行はこの動きを加速した。90年度に6.4%であった製造業の海外生産比率は、97年度には12.4%にまで拡大し、輸送機械、電気機械では20%を越えている。高度技術加工以外の分野ではアジアの関連工場からの逆輸入も進み、それが国内の生産コスト低下に貢献している。すなわち、生産基地の海外移転や輸入代替が進展する一方で、国内においては情報関連機器を中心に高付加価値化が進展しており、日本の貿易財の比較優位構造が維持されたままアジアとの分業関係が深化している。97年度からの急激な不況で再び調整圧力が強まっているが、国際競争に長年もまれてきた製造業は、基本的に中長期的な転換力は強いと考えられる。

〔参考〕 連合総研『グローバル時代の産業と雇用』1999年

一方、非製造業の分野における構造調整は、すでに進行している商業・流通部門は別

にして建設、金融などの分野では全体として97年頃からようやく加速しはじめたところである。97年5月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」では、2001年までに物流、エネルギー、情報通信について国際的に遜色のない水準のサービスが提供されることを目標としており、98年3月には新しい「規制緩和推進3カ年計画」が策定された。

また、近年、経済のグローバル化を反映して、ベンツ、クライスラーの合併、ブリティッシュ・ペトロリアムとアコモ社の合併、ATTとBT、ルノー・日産の資本提携、ドイツ銀行のバンカーズトラストの買収をはじめ国内のみならずアメリカ・欧州にまたがり、世界的な規模での巨人企業といわれるもの同士の資本提携、企業合併の波が広がっている。これらは世界的規模での労働組合の協力関係促進の必要性を強めるものでもある。

【遅れた金融改革と金融ビッグバン】

非製造業分野の構造改革のなかでも、とりわけ経済全体に資金を仲介する金融部門の改革の重要性は高い。金融部門については、業務や金利などに関する規制、行政指導、商慣行といった制度的要因により、金融仲介システムが十分に機能しない構造が続いてきた。「護送船団方式」により手厚い保護の下、業界横並びの指導が民間金融機関の創意工夫を阻害してしまい、金融のグローバル化・情報化の急速な進展に伴う世界的な金融の高度化に乗り遅れてしまっている。同時に、バブル経済の負の遺産としての不良債権問題を早急に解決し、金融部門の健全性を回復するという課題を抱えている。

グローバル化への対応としては、1986年の円・ドル委員会報告、92年の金融制度改革法（銀行による証券子会社の設立等）などが進められてきたが、「護送船団方式」と不良債権の重しのもとで、実質的な進展はみられなかった。96年11月に橋本内閣が、2001年までにロンドン、ニューヨーク並みの国際金融市場として再生することを目標に、「フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）」を基本理念とする「日本版ビッグバン」を打ち出した。ビッグバンに関しては97年6月の改正「外国為替及び外国貿易法」、98年6月の「金融システム改革関連法」が成立した。

業態間の垣根の撤廃、参入・商品・価格等の自由化に伴い、従来の「護送船団方式」の金融行政は抜本的に改める必要がある。高度化・複雑化する金融市場のなかで、信用秩序を維持するとともに、自己責任原則の下での投資家保護をはかっていくには、徹底した情報開示による市場規律の発揮と、裁量ではなくルールに基づいた金融監督体制の整備が特に重要となる。この点に関しては、98年4月からの新日銀法施行による中央銀行による金融政策の独立性・透明性の強化がはかられる一方、金融監督については98年4月から自己資本比率に基づく「早期是正措置」のスタートというギリギリの対応となった。

〔参考〕 連合総研「1998年版経済情勢報告 危機の克服から経済再生へ」第II部参照

【危機のなかでの金融システム改革】

90年代長期不況の背景をなした金融システムの疲弊は、不透明な裁量行政、大蔵省と金融界との癒着のなかで隠蔽されつづけていた。国民の批判が沸点に達するなかで、大蔵省改革がすすめられ、98年7月の金融監督庁新設による金融監督の大蔵省からの分離などの改革が行われた。2001の中央省庁再編後は、金融行政は内閣府の下の金融庁に移ることになっている。

すでに1980年代から最大の資金の供給国となっていた日本にとって、今日からみれば金融のグローバリゼーションは大きなチャンスの意味していたといえよう。しかし、金融が「政・官・財」を軸とした経済発展のかなめであり、経済権力・保守中枢の軸でもあったために、改革は遅れがちとなった。そこに大蔵省等で予期することが出来なかったバブルの膨張と破裂が生じ、その規模はかつてのアメリカの「ブラック・マンデー」(1987年秋の崩壊)を数倍上回る破壊的なものであった(OECDはこれによって1000兆円規模のキャピタルゲイン喪失があったとみている。『対日経済審査報告1998年版』)。しかしながら、これを表面化させずに時間をかけて銀行の体力を回復を待つ大蔵省の作戦は裏目に出た。1995年の住宅専門金融会社の破綻、そして1997年秋の大手銀行、証券会社の破綻、さらには1998年11-12月の長期信用銀行や日本債権信用銀行の破綻と、世界を震撼させる大規模な金融危機に追い込まれた。しかもその最中で、動きの遅い国内金融界の体質改善促進の意味を含めた金融「ビッグ・バン」完了の歩みをすすめざるをえないことになっているのである。

【参考】 連合総研 アド・ホック 金融プロジェクト報告、1999年9月

【薄氷を踏む金融危機対策】

他方、97年後半の北海道拓殖銀行をはじめとする大手を含む金融機関の相次ぐ破綻という金融危機に直面して、ようやく抜本的な対策が講じられるようになった。当初つくられた金融安定化二法(98年2月)は公的資金枠30兆円を用意したものの、金融機関の負債関係の把握がされないままに進められた腰だめの的なもので、98年3月の公的資金の横ならび注入はまったく効果の乏しいものであった。はたせるかな、さらにいくつかの大手銀行の株価の急落、行き詰まりはその後いっそう進行した。

政府・自民党の金融危機対策案が、長年の関係にある金融界や大蔵省の権益にはさまれて固まらないうちに、98年9月にはアメリカのヘッジファンドLTCMが破綻し、世界は国際的恐慌の懸念に震え上がった。民主党はそのとき今回の金融危機に見合った金融再生策を固めており、自民党はこの案をほとんど「丸呑み」にして受け入れた。ようやく98年10月に破綻銀行の特別公的管理等を盛り込んだ金融再生法及び早期健全化法(公的資金枠60兆円)が成立した。新設された金融再生委員会のもとで、長銀・日債銀の特別

公的管理、大手行への7.5兆円の資本注入（99年3月）、そして2001年4月のペイオフ解禁までに金融再生を実現するスケジュールで、金融改革は進められている。

【残される構造課題と債務問題】

グローバル化や少子・高齢化などの構造変化に対応し、有効な公共政策をつくり出して行くためには、公共部門の改革が重要である。公共部門については1981年の臨時行政調査会発足以来、電電公社や国鉄の民営化をはじめとする改革が行われてきたが、依然として大きな課題が残されている。すなわち、財政資金の配分においては、硬直的で無駄の多い公共事業費の配分、市場規律や透明性が不十分といわれている財政投融资制度のあり方などが問題とされている。また行政システムそのものについては、金融不祥事などにみられるように官主導、中央集権的なシステムや縦割り体質の弊害などが問題とされている。

このうち真っ先に着手されたのが財政改革で、政府は97年11月に、2003年度までに国及び地方の財政赤字の対GDP比を3%以下とすることや、2000年度までの集中改革期間について主要経費ごとの縮減目標などの数値目標を含めた財政構造改革法を成立させた（1997年11月末、大手銀行破綻などの金融危機の最中に）。しかし、先述のように硬直的な財政再建至上主義が一般の不況の引き金となり、同法は98年12月に凍結されることとなった。また、財政投融资制度については、97年11月に資金運用審議会懇談会で「財政投融资の抜本的改革について」のとりまとめが行われ、中央省庁等改革基本法（98年6月）で郵貯・年金の資金運用部預託を廃止する等の方向性がうたわれているが、具体的な内容は依然として検討段階にある。

行政改革については、97年の行政改革会議での検討を踏まえ、98年6月に中央省庁等改革基本法、99年6月に各府省設置法等が成立した。内閣機能の強化等を目的に、2001年から中央省庁が1府12省体制に再編されることになっている。ここでは、大括り再編が先行し、事務・事業の見直しは不十分なことが問題である。また、地方分権について、地方分権推進委員会の勧告をもとに地方分権一括法が99年6月に成立した。これにより機関委任事務の廃止等の地方分権が前進することとなるが、財源の地方委譲などの面で不十分など残っている。

このように21世紀にかけて懸案の行政の仕組みは変わろうとしている。バブル不況の克服の過程で膨らまざるを得ない財政赤字の問題も、単なる数字あわせではなく、行政の抜本的改革のなかで位置付けていく必要がある。

【世界のなかの日本、アジアのなかの日本】

97年から98年にかけてアジア経済危機をはじめ世界経済は危機の連続だった。その際、深刻な不況に直面する日本に対し「日本発の世界恐慌」が心配された。98年6月のG7・アジア諸国蔵相代理会合の共同声明が述べたように、日本の金融再生・景気回復が世界経済

全体にとってきわめて重要である。かつての経済の優等生日本が、世界の心配の種となることとなった。日本の景気回復が世界経済の安定にとっての重要課題ともなったのである。

さらに世界経済の混乱のつづくなかで、世界の経済秩序維持の装置が経済のグローバル化にそぐわなくなり、アメリカの「ワシントン・コンセンサス（金融をはじめとする規制緩和、自由化が経済発展の万能薬とする米財務省・IMFの主流派的な考え方）」は世界から疑われはじめている。1997年秋、アジア危機対策のひとつとしてIMFを補完するアジア通貨基金構想がだされたが、アメリカの強力な反対でつぶされた。しかし、98年秋米ヘッジファンド破綻など事態の深刻さが進むと、日本からの新宮沢構想（「アジア通貨危機支援に関する新構想」）は、経済危機のアジア諸国から評価されるとともに、前年には反対したアメリカも受け入れるようになった。99年4月には外国為替審議会が円の国際化に関する報告書を取りまとめている。そこではアジア諸国との間で好循環を生み出して行くことが重要との認識が打ち出されている。

経済・金融問題にとどまらず、今回のアジア経済危機のなかでその重要性があらためて再認識されるようになった社会セーフティ・ネットや人的資源開発、そして地球環境問題などのアジア社会・環境協力も大切な課題となっている。

4 漂流する政治——座標軸なき変転

【橋本内閣の「6大改革」の頓挫】

96年10月、選挙法改正後の初の総選挙で復調した自民党は、社民党、さきがけの閣外協力のもとに、第二次橋本内閣を発足させた。橋本内閣は、6大改革（経済構造改革、財政構造改革、行政改革、社会保障改革、金融システム改革、教育改革）を打ち出し、その推進を表明した。確かにこれらはいずれも、国民的にみても大きな課題ではあった。しかし、あるものは負債デフレと長期不況に由来し、またあるものは経済のグローバル化に由来する。またあるものは戦前戦後の日本型行政システムに由来する現在課題、さらには2010年頃から次第に問題となる将来の課題、というように、それぞれに異なる背景と性格をもったものである。したがって、問題解決の視点も方法も一貫しようがなく、場合によってはある課題の問題解決が他の課題を大きく阻害するものもあった（実際に経済回復・活性化と財政再建の矛盾が生じた）。海外のジャーナリストは「部屋中に玩具箱を引っくり返したような」状況と評するものもあった。

起こってしまったのは、財政バランス回復至上主義の大蔵省による「財政改革」優先という「大失策」で、日本経済の長期不況化の本質がバブル崩壊後の金融システムの機能不全と負債デフレにあることを見誤っていたために、その後の日本経済と橋本政権を

大破綻に追い込むことになった。「財政改革」では、2003年度までに財政赤字GDP比3%以内達成などの財政健全化目標を示しつつ、負債デフレの病巣の残る日本経済に対し、性急に97年度予算で、2兆円の特別減税うちきり、消費税2%引き上げ（約5兆円の増税）、医療費の患者負担増など、歳出の削減や圧縮を進めるとともに、国民への負担増を求めた。この性急な財政バランス回復策は、長期の不況から回復しつつあった日本経済を1997年夏以降再び失速させた。

【将来不安の助長が政権の命とりに】

それは短期的に可処分所得を落として消費停滞の要因となっただけではない。より大きな問題だったのは、国民がそれまで描いてきた将来生活の設計図をぶちこわす役割をしたことであった。1990年代に入って、連立政権下で新ゴールド・プランをはじめとする高齢者福祉の拡充あるいは公的保育の拡充などの地域福祉の強化がすすめられた。高齢社会の到来が実感されるなかで、人々はかつてと違って、公的年金や医療保障などの公的福祉にそれなりの信頼感を寄せるようになってきていた。そこに突然、これまで社会的約束事と理解していた公的年金が将来破綻する、いまのうちから給付水準を順次引き下げてゆくとか、かさむ医療費がさらに二割負担となり三割負担も近く求められるかのような財政再建優先路線が全面をおおうかみえた。これに厚生省その他も相乗りし、見識を欠くマスコミのキャンペーンも加わって、国民の将来生活への不安が煽られることになった（ある大蔵省幹部は「薬が効きすぎた」とのべた）。

橋本内閣の財政構造改革法は、皮肉にも山一証券や北海道拓殖銀行の閉鎖という金融の最中に自民党の賛成多数により国会で成立した。将来生活の不安は、さらに金融危機後の雇用不安の高まりによって加速された。雇用リストラの推進がはやしたてられるなかで、労働者は個人的に消費抑制・貯蓄積み増しでその不安に備えようとして、低下する可処分所得のなかでさらに消費抑制に走った。さらに信用収縮と失業率の増大がその後2年間の消費低迷・内需沈滞の背景である。連合は97春季生活闘争のなかで、2兆円特別減税の継続をはじめ、経済・財政政策の転換を求めるとともに、医療や年金改革や労基法改正などに対して、労基法メーデーを打ち出すなど、国会や審議会対応を含めて、大衆動員を含めかつてない取り組みを強化した。しかし、自民党政権は、復党議員を加え、衆議院での過半数を制することになって次第に連立政権的な姿を薄め、連合の要求実現は先送りされた（金融危機勃発後の1998年春になって政府は2兆円減税を受け入れた）。

【民主党の結成と自民党の参議院選挙大敗】

こうしたなか、98年6月の参議院選挙では、自民党は大敗した。そこには国民の政治行動、投票行動に大きな変化がみられた。選挙前の予想が外れたのが投票率で58%、前回に比べて10ポイントも上がった。そこには、経済危機と福祉削減策など生活不安をあおる政策への不信・不安が増していたという点があった。国民の間に自民党の政治では不

不安感、恐怖感、生活に対する圧迫感が広く浸透してきていたことが、選挙への無関心層を投票所へ向かわせた背景であるという見方がある（参考を参照のこと）。それまでの自民党の戦略は、全ての人々が満足するような政策は出来ないものだという人々の印象のもとに、40%台の低投票率で管理していこうという戦略であった。それが変化したという点では「一つのシステム」が終わった選挙であった可能性がある。

〔参考〕 連合総研『DIO』1998年9月号／佐々木毅「参議院選挙後の政治情勢」

民主党は、1998年4月、菅直人氏を代表に、羽田孜氏を幹事長とする新体制を組んで出発した。小沢一郎氏のグループは別に自由党を結成した。連合は民主党を基軸にし、「投票に行こう」をスローガンに自民党政治への危機意識を呼び起こそうとした。民主党は一定の前進を見せ、参議院での自民党の単独過半数を阻止した。

〔小淵内閣から自・自・公へ〕

参議院選挙で自民党大敗を受けて橋本内閣が総辞職したあと、成立した小淵内閣は、当初は史上稀な不人気の政権であった。

経済の急激な悪化に対して、事態追隨的に橋本内閣で成立した財政構造改革法の一時凍結を明らかにし、直近の緊急事態である金融政策については、大蔵省や金融界の抵抗で本格的な改革案をまとめられず、「日本発の世界金融恐慌」となるのではとの海外からも強い懸念も相次いで出されていた。これはまた意外にも、野党の民主党の金融再生法案をほとんど丸のみするかたちで98年10月に成立をはかった。これにもとづき、もうひとつの激震となることが心配されていた長期信用銀行と日本債権信用銀行の国家管理移行、その後の公的資金注入（99年3月）で大手都市銀行の危機は辛うじて回避されることとなった。

国会での主導権をにぎれない現状に対して、小淵内閣はこのころから、新たな連立政権構想に実行に着手した。1998年11月には政権基盤を安定にするために、まず自由党と政策協定を成立させ、自・自連立内閣を成立させ、自由党の外交主張をとり入れるかたちでガイドライン関連法案を成立させた。さらに、景気刺激策として、公明党の主張する地域振興券を緊急導入して、政権取り込みの布石としたが、99年7月には公明党も閣内参加の方向を確定した。99年秋に自・自・公三党連立政権が成立すると、衆議院での議席は7割を占めることになる。

これに対して、世論の大勢は、「数の力」が自己目的化されており、一体何のための連立か、何をめざしているのかわからないと、批判的である。自・自・公三党連立についての世論調査では（朝日新聞8月23日付）、「よくない」とするもの47%、「肯定は27%」にしかすぎない状況である。政策の方向感についての先の国会で世論の大きく割れている重要法案を大量生産しただけに、警戒心をもつものが強い。

明確な政治の「対抗軸」が求められている。民主党が党首選ののちにいかに求心力を

発揮し、与党が圧倒的多数を占める国会で、予想される次期衆議院選挙を展望し、存在感を発揮しうるか。日本政治は重大な岐路に立っている。

【問われる戦後価値——21世紀政治をどう構築するか】

先のガイドライン関連法案での周辺事態の見解等は、日米安保の再定義であり、21世紀の世界の政治・安全保障構造に関わる重大案件であった。その他、99年8月の国会終盤では通信傍受法、国旗・国歌（日の丸・君が代）法、改正住民台帳法、憲法調査会設置法をはじめ、いずれも論議を十分に尽くすべき内容をもった法案が続々と自・自・公の多数によって成立した。なかでも、通信傍受法（盗聴法）など組織犯罪対策3法案は、憲法で保障された通信の秘密やプライバシーの侵害などの重要な疑問点が解明されなまま強行成立させた。さらに国旗・国歌法案は、国民の意見がまだ真っ二つに分かれている（「君が代」法制化、「必要は47%」「不要は45%」、朝日新聞6月調査）なかで、戦後の懸案課題を十分な審議期間もないまま成立がはかられた。これほどの重大な意味をもった法案がかくもあっけなく短期間で成立するとはかつて誰も考えられないことであった。これらは平和主義や人権を基本にした戦後の価値観に修正を加えるという特徴がある。政治家の世代交代がすすんだこともこれに関係しよう。市民的価値の重視と、国としてのまとまりのあり方という日本の21世紀政治のあり方があらためて基本的に問い直されている。農業のあり方を問う新農業基本法も成立している。

他方、この2年間の自民党政府の間にも、いくつかの未来への布石になる法案の成立もあった。なかでも連合が推進した非営利活動推進法、環境アセスメント法、情報公開法なども成立した。また地方分権一括法、中央省庁改革法も橋本政権からの行政改革の一環として成立し、国会活性化法や公務員倫理法も成立した。介護社会保険法の実施は、給付内容や基準、負担など曲折をへながらも2000年4月にはスタートする予定である。

【対立する未来展望——供給者サイド優先への回帰か、生活者重視の復権か】

しかし、この2年の間の政治の動きのなかで、勤労者の立場からみて、次第に未来社会のあり方をめぐる底流としての基本的な対立構図が明確になってきたことが重要である。

労働基準法や改正労働者派遣法をめぐる動き、公的年金や医療制度改革をめぐる労働法、社会保障関連法をめぐる動きがそうである。当初の自民党筋の素案や財界・産業界の動きは、雇用保護ではなく使用者の権限を拡大する形での労働流動化をめざすものであり、また福祉社会への1990年代前半までの動きに逆行し、福祉を「真に必要とする例外的なもの」に対する「基盤的保障への撤退」である。持株会社法（独占禁止法改正）、産業活力再生法などは、産業のリストラと流動化を推進する側面だけではなく、石油危機下の「構造転換法」などがもっていた産業構造転換における労使協議義務などそれまでの労働側の「声」を制限する性格をもっている。端的にいえば、1990年代はじめに転換されたはずの供給者優先、産業・企業利益優先の時代への回帰の強力な動きがある。

【労働を中心とする福祉型社会】の政治をめざして】

現在の日本には、少子・高齢社会の進展、グローバル経済化と競争型社会の強まりがある。勤労者の生活は失業増大を含め、不安が渦巻いている。今日の政治の根本課題はこれをおいて他にない。今日の日本の勤労者のように、もとの大家族や地縁・血縁という旧共同体を失ったあとでは、人間の安心や自由は、市場変動・病気・老後のリスクを回避するための別の人工的な構築物で担保しなければ、守れない。戦後日本の企業システムは市場経済システムのもとで、長期雇用や生涯的な生活保障に関して企業での疑似的な共同体機能をもつという他の国に例のないモデルを形成してきた。けれども高齢社会となり、家族の小規模化、女性の社会的自立、単身世帯の増大などが進む現代社会のくらしと雇用の安定は、例外的な強者は別にして、社会でのセーフティ・ネットである堅固な社会保障や集团的雇用契約としての労使関係を除いてはありえない。このことの重要性は、欧米で1980年代の新自由主義、新資本主義の実験の結果、市場に還元し個人に分解するなかでは社会の持続可能性が危ういと世論となり、レーガン・サッチャー政権の退陣となって確認されたことである。社会分裂の回避と「社会的一体性」の構築、連帯型システムの再形成が欧州主要諸国をはじめ世界政治の課題となってきている。日本は1990年代に遅れてようやく登場した「生活者重視の政治」を今になって投げ捨てるのではなく、底固い安定した持続性ある社会保障の構築、安定した雇用をめざす政治が基本となるべきである。

これらが今後の日本のあり方をめぐる「座標軸」となる。このような正統的な社会モデルの提示を踏まえた政治理念による政党機能の確立、国家のあり方は可能であり、また必ず必要である。

連合は99年5月、民主リベラル労組会議と友愛会の解散を受けて、「連合政治センター」づくりに着手した。そこにはこの数年の困難な運動の試行錯誤の経験の上に、国民のなかで圧倒的多数を占める雇用労働者の利益を代表する社会組織としてこうした役割・任務を担わざるをえない客観的位置にあるからだといえるだろう。

〔参考〕連合総研『DIO』1999年9月号／山口二郎「日本政治の基軸と労働組合の役割」、

第 III 部

雇用・社会をめぐる情勢の推移

不況とリストラに抗して、ワーク・ルール形成と次世紀社会システム構築に立ち向かう連合

1 不況下で増す労働組合運動の課題と役割

【不況とリストラのなかで問われる労働組合の真価】

雇用の悪化が続いている。職場では人員削減が目立ち、不況のなかで残業（サービス産業を含めて）が増えるなど労働時間が長くなっている。1997－98年の年間所得は一時金の低下などで顕著に低下した。仲間のなかでも成果主義・能力主義の名のもとで格差が開いている。自殺が増え、社会問題となっている。1998年の男性の平均寿命は自殺の増大分で0.2歳も縮まったという。これが金融危機などの短期的なことですむならばよいが、むしろ今後の中長期の先行きが懸念されている。長期不況によって税収は低下し、金融機関救済のための公的資金導入をはじめ財政出動が続き、財政の累積赤字が中央・地方ともに積み上がっている。これを背景に、「少子・高齢社会」のためにということでも1990年代前半までに重視されてきた福祉制度の構築については歩みがとまり、社会的な暮らしを支える制度が最も必要となってきたときに、その後退が懸念されることになっている。1997年以降、政府は公的年金の将来不安を強調し、医療についても負担増を迫るばかりで、改革は進んでいない。

産業・企業がリストラにさらされ職場がとげとげしくなっているとき、組合員の雇用と暮らしに関わる本当の悩みをうけとめるのが労働組合の役割である。職場の悩みを代表して「声」として発すること、それを社会に発信して社会的な運動にしていくのが労働組合運動だ。企業別組合こそ職場対話を通じてそうした組合員の切実な声を汲み上げるのにもっとも適した形態であるはずである。労働組合は各職場のユニオン・リーダー、活動家による運動を広げる努力があってはじめて運動となり、その役割を発揮することができる。日常的な横の交流によって、連合や産業別組合、地方連合会の政策・運動・価値が共有され、職場・地域の組合員の参加と動員によって、それは本当の力となる。政治や経済、社会の動きが勤労者に不利な「逆風の時代」であればあるほど、その役割は大きくなるのが労働組合運動である。

【「勝ち組」「負け組」を越える社会連帯による運動を】

近年の政治経済の風潮は、産業のなかでも企業のなかでも、「勝ち組」を支援し、大多数の「負け組」を切り捨てる動きを助長する安易な傾向や政策が顕著である。「個人責任重視」と「リスク・テイク（リスクをかけて選択せよ）」の名のもとに「負け組」は見捨てられて当然であるようにいわれる。しかし、われわれは現在のゼロサム的な市場競争社会においては「勝ち組」はプロ野球のルーキーのようにほんの一部であり、大多

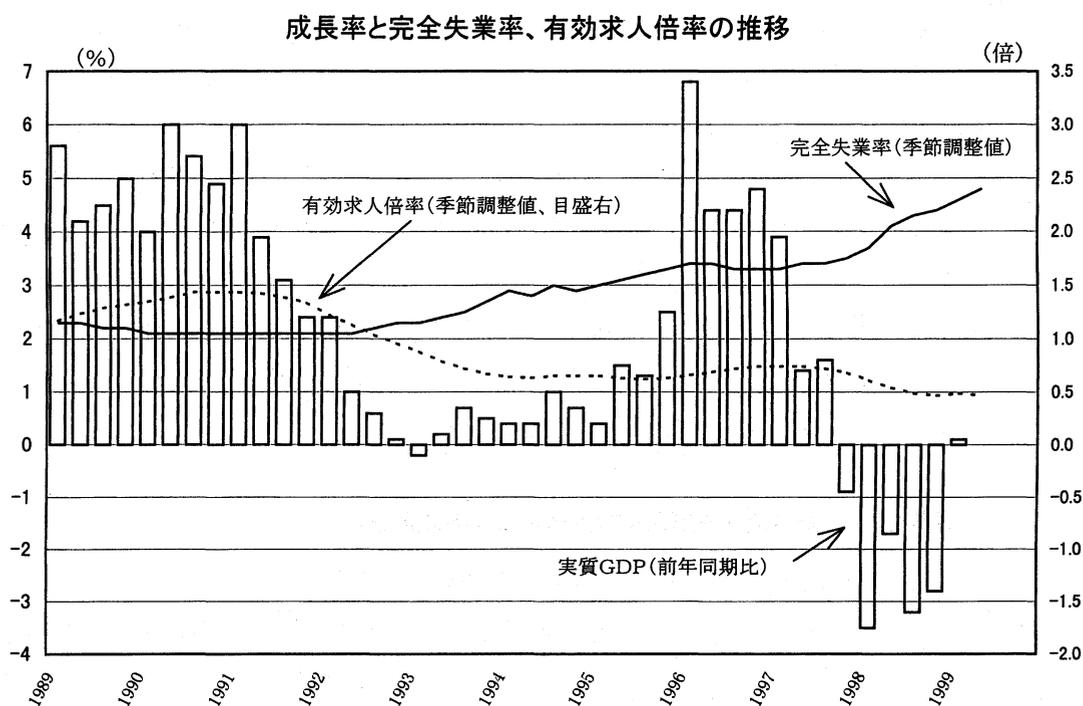
数は「負け組」とされることを知っている。労働組合はこの社会の多数派である「負け組」の「声」を社会的に代弁し、それを社会的力に転化するための社会組織にほかならない。

1980年代のレーガン、サッチャー時代のアメリカとイギリスで「勝ち組」支援の同様の動きがあった。それが平均的勤労者の所得水準を20年にわたり引下げ続け、社会の一体性や社会制度を弱めた。日本においても、現状の延長のままだでは、戦後の比較的に格差の少ないまとまりのある社会を形成してきた傾向は逆転され、日本社会が「格差社会」になっていく傾向を強めかねない（参照：橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、1999年）。

職場のなかでも産業のなかでも、職場対話と横の交流によって公正な「ワーク・ルール」をたて、自前の力で産業・企業のリストラの嵐に対抗しうる基盤をつくらなければならない。企業別組合、産業別組合の機能発揮が求められている。

【くらしの安定シスム構築へ】

戦後日本の社会では、生涯的なくらしの安定と共済についてはかつての大家族などの共同体的な仕組みがくずれたあと、企業にそのよりどころを求めようとした。長期雇用慣行をはじめ諸外国に例のない退職金、福利厚生はそのなかで発達した。しかしいま、企業は日常的なリストラと「スピードの経営」へと変化しつつあり、また手厚い企業内



(備考) 総務庁統計局「労働力調査」、経済企画庁「国民経済計算」
労働省「職業安定業務統計」より作成

福利厚生は抑制・削減にさらされている。「企業共同体」をますますあてにできなくなっていくなかで、公的な社会保障の危機がいわれている。

企業の枠を越え、「勝ち組」「負け組」を越えて、国民的な生活不安・社会不安の深刻化に対処することが求められている。「安心・安定・安全」なくらしと雇用の保障のシステムを創出していくことが求められている。それは、国民の圧倒的多数派である雇用労働者に共通する要請であり、これを担う主体は労働組合運動において他にない。

そのためには、組合員の「声」を代弁し、組合員のなかに力を見出しそれを動員すること、「自前の力」でそれを実現していくという正統な道以外にはない。

2 雇用をめぐる情勢と運動

【戦後最悪となった雇用情勢】

雇用失業情勢は1997年の金融危機前後から急速に悪化し、金融危機がいったん遠のき景気の底入れがいわれた1999年半ばになっても悪化が止まっていない。有効求人倍率は99年4～6月期には0.43倍と過去最低となり、完全失業率も99年4～6月期には4.8%とこれも過去最悪を記録した。失業率が5%台に乗るのも時間の問題となっている。この間アメリカの失業率が低下したために、失業率の日米逆転が生じている。日本では長らく忘れ去られてきた社会悪としての失業が、ついに登場してきたといえよう。この直接の原因は明白である。1997年マイナス0.4%、1998年度マイナス1.9%という石油危機を上回る成長率の落ち込みである。構造的失業部分も増えているが、最近の失業増大は需要不足による失業であることは明白である。加えて長引く金融危機と将来不安から、企業の中期的な期待成長率は1%程度へと、かつてなく低下しており、これが企業の雇用過剰感を高めている。そこに雇用流動化をはやしたてる風潮が安易な雇用削減に拍車をかけている。

【失業増大と社会不安の拡大】

最近の特徴としては、①失業者の失業期間が長期化していること、②非自発的離職失業が増大したこと、③なかでも世帯主の失業率が3%台となるなど、失業の質的な面でも深刻さを増している。雇用者数も初めて前年より減少し、これを産業別にみれば、④製造業での雇用減少が大きく、建設業雇用者も不況期には珍しく減少した。⑤雇用形態別には一般常用雇用が減少し、臨時パート雇用が増加した。これらは失業問題が次第に日本の社会システムに影を投げ掛け、社会問題化しつつあることを示している。

警察庁の調べでは1998年一年間の自殺は3万2,862人で過去最悪。なかでも40～50歳台を中心とした「生活・経済問題」が原因の6,058人と前年より70.4%も増えた。このため

厚生省の生命表での男性の平均寿命にも影響が出て、自殺だけで0.2歳寿命を引き下げるほどにまでなっている。リストラにさらされ、あるいは自分の事業がゆきづまり、「ひとりで悩みをためこみ自殺する」型が多い、悩みを分かち合い相談に乗れる人間関係の不在が問題だ、と専門家はいう。他方、連合や地方連合会の電話相談だけでなく、各方面の相談件数も急増しているという。また1999年上半期の刑法犯の発生は99万1682件にもほり、窃盗、強盗が増えていることが目立つという。

これまで経済的な改善と安心だけはそれなりにあった日本においても、戦後最悪の長期不況と雇用・生活不安のもとで、次第に社会不安が広がりつつあることに無関心でいることはできない。

【雇用対策、雇用創出策をめぐる動き】

厳しい雇用失業情勢に直面して、連合は前年1997年に引き続き「100万人雇用創出」、景気対策、公正ワークルール確立、年金・医療改革などの実現を求め、全国的な運動を展開した。日経連との間の雇用創出プランをもとに、政府へ雇用確保と創出についての働きかけがおこなわれ、1998年4月の「総合経済対策」の一環として雇用調整助成金等助成金の助成率引き上げや年齢要件の緩和などの「緊急雇用開発プログラム」（2000年3月まで延長）、1998年11月の「緊急経済対策」では1兆円規模の「雇用活性化総合プラン」（中小企業雇用確保法の改正や失業給付期間の訓練延長拡充、緊急雇用創出特別基金の創設など）が打ち出された。連合の「100万人の雇用創出策の具体化と確実な実行」を求め要請で「政労使雇用対策会議」（98年9月）が設置された。

雇用悪化が進むなかで、政府は1999年6月、「産業構造転換・雇用対策本部」を設置し、「緊急雇用対策および産業競争力強化対策」では国および地方公共団体による臨時応急の雇用、就業機会の創出を含め「70万人を上回る規模」の雇用創出をうたった。しかし、これらは政府が責任をもって遂行するプランではなく、民間の雇用創出努力に期待した面が大きく、明確に福祉・教育・環境などの21世紀へむけての公共部門と関連する雇用創出を求める連合の要求からかけはなれたものである。また同時に99年8月に成立させた「産業活力再生法」は、実質的に雇用削減をいっそう促す内容を含むものであり、連合はその目的に「雇用安定の確保」を定める等の修正を要求したが容れられなかった。

【短期の「痛み」は雇用創出をもたらすか】

今回の政府の雇用創出や産業活力強化をめぐる、問題のある動きが目立った。それは当面構造改革・リストラをすすめるために、雇用流動化を一挙におし進め「短期の痛み」に耐えれば、企業収益の改善→景気はV字型に回復するという議論である。しかし、ここには長期的には必要な産業構造の転換や改革ということと、短期・中期に必要な景気回復策についての区別がなされていない。あたかも雇用流動化を軸とする構造改革やリストラが短期的にも景気回復に有効であるかのように主張されている。ところがそう

なったら、現実にもっともありそうなことは、景気回復が遅れ、投資の回復もいっそう遅れるというデフレ・スパイラルのシナリオである。厳しいマイナス成長という大きな需給ギャップの存在するなかで過剰となっている設備をマイナス成長で縮小している国内需要にあわせて削減し、同時に雇用削減も行う。それは雇用縮小と雇用危機、いっそうの消費の落ち込みを招き、市場を縮小させ、投資はさらに落ち込むという罠に陥ってしまうという公算が大である。今回の景気回復が本格化しても、それはかつて西欧であったような「雇用なき景気回復（ジョブレス・リカバリー）」か、あるいは企業収益があっても賃金低下がおこる回復過程になりかねない。

【失業の社会的代価】

失業はリストラや日本経済の再生のためにはやむをえないことのようにいう経済学者がしばしばいる。しかし、失業は個人の問題であるだけではない。社会的信頼の喪失をはじめ、大きな社会的な代価をもたらすという欧米の1980年代の経験を直視すべきである。推計によると失業率1%の増加は、GDPの0.7%の低下に見合っている。不況による需要不足で失業率が1ポイント上昇すると、消費性向は2.4ポイントも低下する（すなわち貯蓄性向が上昇する）、つまり失業は経済停滞をいっそう深刻化させることになる。個人家計でみれば、世帯主の失業により、雇用保険をうけとつても、収入に対する支出（正確には可処分所得に対する平均消費性向）は145.4%であり、ローン等が残るために支出はおさえられず、貯蓄はみるみる減少するというのが平均的な失業世帯の姿である。賃金水準について失業増大が影響しないはずはなく、賃金関数の推計では失業率が1%上昇すると賃金は0.9%も低下するのである。このような所得の低下・喪失は中央・地方の財政や社会保険会計に大きな損失をもたらすものであり、失業率の1%の上昇により個人税の収入は2%も低下するのである（以上1999年版『労働白書』、「失業の社会的コスト」より）。

しかし、何といても失業の社会的代価の最大のものは、人間形成や社会の質に甚大な問題をもたらすことである。図にみられるように、失業すると「社会とのつながりを失う」「生きていく値打ちを失う」と感じるのである（ベバリッジの「無為の悪弊」）。自殺率の急増は偶然のことではないといえよう。

【雇用保障へ労働組合の総合力を】

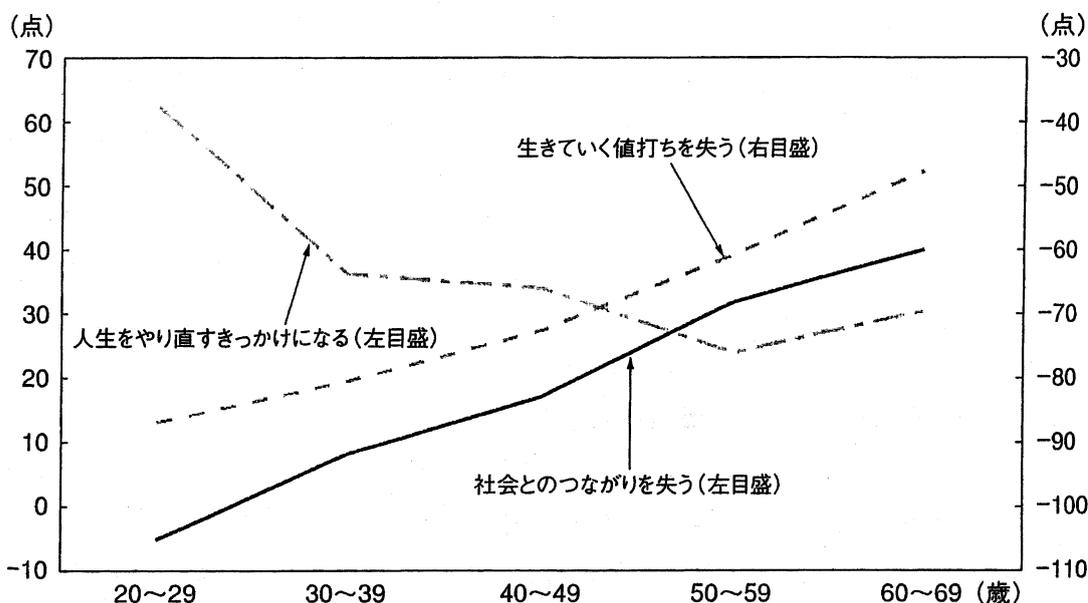
失業の増大は、むしろ経済の上下変動によって影響される。しかし、日本の1990年代の10年間の平均成長率が主要諸国の最低であっても、最悪の失業率や社会分裂を招かなかったのにはいくつかの背景がある。ひとつはマクロ経済政策で大幅なマイナス成長への落ち込みを防いだことだ。いまひとつは雇用保険をはじめ社会セーフティ・ネットや社会政策、雇用政策がそれなりに発達していることだ。しかし、ここで春闘という日本の所得決定機構の中軸が安定的に作用したことが重要である。かつてインフレ時代にインフレ抑制的に作用したものが、この数年はデフレ抑制的であり、その点でいえば、賃金

上昇率を温和化して経済とのバランスをとったとされる「オランダ・モデル」に匹敵するか、あるいはそれを上回る機能を、春闘という社会的合意装置がもっているのである。そのなかでより重要なのは、経営者団体と労働組合に現在もなお雇用尊重の経営についてのゆるやかな合意があるという点がある。日経連と連合の雇用創出をめぐる合意形成は、不況下で雇用カットに暴走しかねない経営陣への影響がある。さらにもっとも大切なことは、個別企業レベルで雇用保持を大切に考える職場の倫理、日常活動機能があるということである。これがひとたびこわれれば、隣国韓国で1997年秋から1998年夏のわずかの間に失業率が2%から8%にはねあがり、激しい労使紛争が全国的に生じたような事態を回避できない。

労働組合の雇用保障闘争は、これらの条件を総合的に雇用に有利なように日常機能を展開していくことにほかならない。すなわち、雇用闘争はまずは職場、単組が基礎であり、それを産別や地域が連帯して支える。全国センター連合は、経済環境と社会政策面の拡充、労使団体の合意形成を盛り上げていくことである。春闘の重視や職場の雇用保障活動の日常的強化なしに、雇用闘争は成果をあげえないのである。

〔参照〕 連合総研『DIO』「正念場きた雇用・失業問題」1999年6月号

年齢階級別有識者の失業に対するイメージ



注) 1. 日本労働研究機構「勤労生活に関する調査」(1999年)
 2. 得点化は、回答者割合を点数(「そう思う」2点、「どちらかといえばそう思う」1点、「どちらからといえばそう思わない」-1点、「そう思わない」-2点)で加重した合計とした。

(資料) 1999年版「労働白書」

3 労働・雇用条件制度をめぐる運動と課題

【男女雇用機会均等法、労働基準法の改正と大衆行動】

男女雇用機会均等法は1997年6月に改正され、1999年4月から、これまで事業主の努力義務であった募集・採用、配置・昇進についての女性に対する差別を禁止規定とする、企業のポジティブアクションに対する援助、職場におけるセクシャルハラスメントの防止などが施行された。いくかつの問題が残るものの、この法改正による実質的な影響は大きく、主要企業をはじめ男女雇用平等に向けてさらに一步すすむことになる。また、同時に育児・介護休業法と労働基準法が改正され、女性の時間外・休日労働、深夜業の規制という戦後労働法制のなかでも論議の多かった条項が解消されることになった。

この労働基準法の改正に際して、98年1月中央労働基準審議会労働者代表委員は法律案要綱答申に当たって、時間外労働の上限の法律への明記、裁量労働制の継続審議、1年単位の変形労働時間の要件緩和について所定労働時間の短縮を条件とすることなどの意見を提出し、全国的な運動が展開された。ことに1998年5月15日には、日比谷野外音楽堂に1万人が結集。霞が関でのウォーキングアピールを行い、地方でもいくつかの集会がもたれた。全国の仲間との運動を共有しているという実感や確信を感じた運動であった。

1998年9月改正労働基準法が成立し、1999年4月から労働契約期間に最長3年のものが認められること、所定外労働の上限が年間360時間とされることなどが施行された。法の成立後連合は、省令事項等に取り組みを続けており、2000年4月から認められる新たな裁量労働制への対応が焦点となっている。

【労働者派遣法・職業安定法の改正をめぐる】

無権利、無保護のもとでの派遣労働のなし崩し的な拡大は、雇用労働条件の確保のうえで大きな障害となる。労働力のルールなき流動化に歯止めをかけるため連合はこの課題についても運動の力を注いだ。1986年から施行されていた労働者派遣法は、規制緩和とILO181号条約採択という内外情勢のなか、97年以降中央職業安定審議会の場で見直しを検討されてきた。審議会は98年5月、まったく無権利となる登録型派遣の禁止をはじめとして労働者保護措置が不十分であるとの労働側委員の反対意見をおして、適用対象業務の原則自由化を柱とした制度改正について労働大臣に答申した。職業安定法改正についても、ほぼ同様の背景の下、中職審での審議が行われ、建設・港湾の職業を除き民間の有料職業紹介事業が行えること等を内容とした法案が99年3月に提出され、派遣法案と一括審議された。

連合は、派遣法案に関して、新たに対象とする臨時的・一時的な派遣労働については「登録型派遣は禁止する」ことを要求したが、附帯決議のなかに「法施行3年経過後に、必要な検討を加える」と盛り込まれるにとどまった。今後大きな課題が残されることになった。

[高齢者雇用確保への取り組みと現状]

高齢者雇用の推進は、日本型労使慣行のなかで大変に重い課題ではあるが、どうしても取り組まねばならない高齢社会時代の中長期の大課題のひとつである。ことに公的年金の支給開始年齢が60歳から順次65歳に引き上げられていくとされるなかで、待ったなしの条件もある。制度的には1998年から60歳以上定年を企業の努力義務から義務へと強化し、さらに65歳までの再雇用の受け皿となるパイロット企業の育成やシルバー人材センター等による多様な雇用・就業機会の確保がすすめられることになった。しかし、深刻な不況の影響をうけて、60－64歳層の有効求人倍率は98年は0.06倍と圧倒的に求人が不足している。

労使においても、具体的な取り組みが徐々に進められている。電機連合は98年から65歳への定年延長の労使協議推進・制度実現を運動方針のひとつの柱とし、松下電器労組は99年春闘において2005年以降希望者全員が最長65歳まで就労可能な再雇用制度の導入を勝ち取った。また日経連でも、しぶしぶながら97年から「高年齢者雇用・処遇問題検討プロジェクト」を立ち上げ、99年1月発表の報告書のなかで、定年延長法制化反対と労使自治による長期的・段階的対応を基本スタンスとした多様な雇用形態創出等の具体的方策を提言している。

困難をおして、実質的65歳定年制に向けての取り組みは進められつつあり、約7割の企業が定年延長制度・再雇用制度等を導入している（労働省98年「雇用管理調査」）。しかし、その適用対象者を「希望者全員」としている企業はまだ少数にとどまっており、賃金面についても大幅ダウンとなるケースが多い等、課題は多く残っている。また、現下の景気低迷で中高年齢層の雇用過剰感が高まっているなかにおいては、各企業・労働組合にとっては、さらなる取り組みの進展は難しいというのが現時点での状況であろう。

しかし、高年齢者の活用・社会参加を促し、経済社会の活力維持のためにも、その職場進出をもっと容易にする条件の整備は依然重要かつ長期的な課題である。「生涯現役社会」の構築に向けて、労働組合は長期的視点で粘り強く運動を続ける課題を負っている。

[個別労使紛争処理の制度化の動き]

個別的人事管理の進展は、評価結果や処遇上の苦情や不満という個別労使紛争事案についての処理システムの問題を新たに提起している。また雇用形態の多様化等も相まって、労働者の個人主義的な価値意識や問題解決志向の強まりは労使に個別的な苦情や不満への対応を求める。この問題については、企業別組合として、他の国よりもより職場

に密着した活動を行っているところでは、従来の団体交渉・労使協議の枠で処理できる部分は大きい。しかし、上層ホワイトカラーや専門職種、しかも個性に応じた対応の必要などから、ドイツの経営協議会苦情処理活動が活発なところでも、やはり個別労使紛争への労働組合の支援がなされている。これまで労働組合が日常の運営のなかで行ってきた個別的苦情の吸い上げと処理活動をさらに強化するとともに、多くの企業で制度化しているもののほとんど利用されないといわれる苦情処理制度を再設計し、苦情や不満を早い段階で解決するための、労働者にとって使いやすい仕組みの整備が労使に求められている。

また、これまで集团的労使紛争を専ら扱ってきた労働委員会についても、連合は96年から「労働委員会制度のあり方研究会」を発足させ、今後ますます増加が予想される個別的労使紛争にも対応しうる「簡易・迅速・廉価」で命令実効性の高い制度に改革するよう提言を1998年に行っている。

4

参加型労使関係の課題とワーク・ルールの確立

【労使協議制度の変化と今後の課題】

今日、株主重視への企業統治の変革や国際会計基準の導入に伴う企業グループ連結経営あるいは持株会社制が推進されつつあり、これらの変化や、市場が求める短期的な成果、経営効率の追求は、これまでの労使協議を通じての労使の丁寧な意思のすりあわせを難しくしつつある。

社会経済生産性本部99年の調査では、経営側の労使協議充実への努力の低下やインサイダー取引回避への配慮から経営の機密情報の労組への提供の後退などが指摘され、わが国の経営システムに定着してきた参加型労使関係の本質である労使協議制の後退に警鐘を鳴らしている。企業別労働組合は、これまで日本型経営システムのひとつの根幹をなし、世界でも先取的な労使関係の形であった。その企業別組合の機能の低下が日本企業の競争力に与える影響は小さくない。労使はもう一度労使協議制の重要性を再確認する必要がある。

そのうえで、労働組合としては今後の企業のグループ連結経営の推進に対応し、労組のグループ大の連合会組織（資本別労連）の機能強化、企業グループ大の労使協議制の設置・充実を図ることも喫緊の課題となった。また、企業の持株会社制の導入に対しても持株会社のグループ会社従業員に対する団体交渉義務等の使用者責任を明らかにするなど、グループ大での労使のルール整備を早急に進める必要がある。

【新しいワークルールの確立をめざして】

構造改革の必要性が叫ばれるなか、経営側にはいっそうの雇用の流動化を旗印に、雇用責任の放棄ともとれる無秩序な人員削減・雇用規制緩和を正当化しようとする動きが拡大している。これに対し連合は、完全雇用の達成と公正労働の実現を最重要課題とするよう政府に求めるとともに、無原則な規制緩和に強い批判を行ってきた。98年の労働基準法改正、99年の労働者派遣法改正等に対しても、連合は審議会段階から安直な規制緩和に結びつくことのないよう労働契約、労働条件等についての新しいワークルールの確立をめざして運動を展開した。しかし結果は、労基法については概ね要請は満たされたものの、派遣法については「臨時的・一時的」派遣労働における登録型派遣の禁止が認められず課題を残す結果となった。産業構造の変革期にある今日、雇用のミスマッチを解消し、新規成長産業への人材のスムーズな配置、あるいは今後の少子高齢化社会における労働力確保の点からも、高齢者や女性などこれまで労働市場の外に置かれていた人材についても、雇用安定と労働条件確保をはかりながら、積極的に参入できるようにすることが喫緊の課題である。

しかし、働く側に一方的に犠牲を強いるような労働の弾力化・柔軟化はけっして許されるべきではない。働くうえで差別のない公正かつ透明なワークルールの、すべての職場、職種に確立していくという課題を新たに設定して、個別企業の枠をこえた産別機能強化と組み合わせて確立していく運動が戦略課題となっている。

連合はこれまでの長期雇用の原則と企業の雇用責任を第一義としつつ、労働法の適用除外規定の廃止、雇用形態による差別の禁止、労使対等原則の徹底、個別労使紛争処理機関の整備といった公正なワークルールの確立によって、働く側にとってのセーフティ・ネットを創り出すことが不可欠の課題として運動を呼び掛けている。

(参照) 連合総研「参加・発言型産業社会の実現に向けて」1997年
同 「職場労使関係の国際比較に関する調査研究報告書」1999年
同 「新労働法制研究委員会報告」1999年秋

5 春季生活闘争をめぐる推移と課題

【マイナス成長のもとでの春季生活闘争】

1990年代の主要企業の春季賃上げ率をみると、96、97年に前年を上回った以外は上昇率は低下傾向にあり、1990年の5.94%から1999年には過去最低の2.21%となった。それは経済成長率がゼロ状態を続けているということが大きいですが、同時に消費者物価上昇率

が90年代の平均で1.4%程度と安定して推移してきた（平均定昇率は90年代において2%程度）こともある。物価上昇と定期昇給分を上回る賃上げを実質生活向上分とすると、消費税引き上げ等によって過年度物価上昇率が高まった1990年代の賃上げにおいてもいくらかの生活向上分を獲得できた。かつて1930年代のアメリカでは、大不況期において名目賃金の低下そのものが景気後退の底を深めたが、今日の日本では賃金決定は少なくともデフレを加速することはなかったといえる。むしろ景気変動を中和する役割を果たしたといえよう。

しかし金融危機のもとでマイナス成長下（98年度はマイナス1.9%）の1998年春闘は、月例賃金の水準は維持できたものの、一時金での水準低下は避けられなかった。それでも連合が粘り強く運動してきた政策・制度要求による所得税減税が実現しており、単純に生活向上分が獲得できなかつたとはいえない。

賃金要求と対比した獲得状況をみると、経済状況が厳しくなってきたことを反映して要求水準の平均はゆるやかに下がってきたこともあり、バブル崩壊期の1993年以降概ね上昇傾向にあり、1999年は75%と1980代前半以来の乖離の縮小がみられた。

主要企業の賃上げのばらつきをみると、1997年以降3年続けてばらつきが前年よりも大きくなった。ことに1999年のばらつきの大きさは87年以来の大きなものであった。これは、不況期にはばらつきが小さく、好況期には大きくなる傾向がみられた過去の動きとはやや異なっていることが気になる。産業間、企業感の格差拡大、また中小零細企業での景況悪化、さらに「勝ち組」「負け組」の議論の風潮にどのように対抗するかが課題となっている。また、規模別の賃上げ状況をみると、1984年以降バブル経済後期の1992、93年を除いて主要企業が中小企業を上回っており、格差是正の取り組み努力を上回って規模間格差が拡大し、今回の不況長期化が中小に厳しくなっている景況を反映している。

春季賃上げの結果は、50年来の最悪の不況下においてマクロ経済がデフレスパイラルへと落ち込むことを回避するのに一定の役割を果たしたと考えられる。しかし1998年以降の常用労働者の現金給与総額の状況は厳しく、前年比実質減少を続けているばかりでなく、名目でも前年より減少している。賃上げ率が多少とも低下傾向にあることはもちろん、景気動向を反映して賞与や所定外賃金が減少したこと、フルタイム労働者が減少する一方で相対的には低賃金のパートタイム労働者が増加していることなどの影響も大きい。

【春闘賃金決定機構と近年の特徴】

近年の春闘における変化としては、時短や政策・制度要求との一括交渉、賃上げにおける「額」重視や個別賃金要求の増加の努力がある。他方、個別産業別の交渉レベルでは、大手私鉄で30年間続いてきた中央集団交渉が1997年に取りやめられたこと、鉄鋼労連が1998年より2年分の要求を1回の交渉で決定する複数年協定方式を導入したことなどが挙げられる。

戦後最悪のマイナス成長という特殊な時期で、それぞれの産業の位置に応じた春闘の

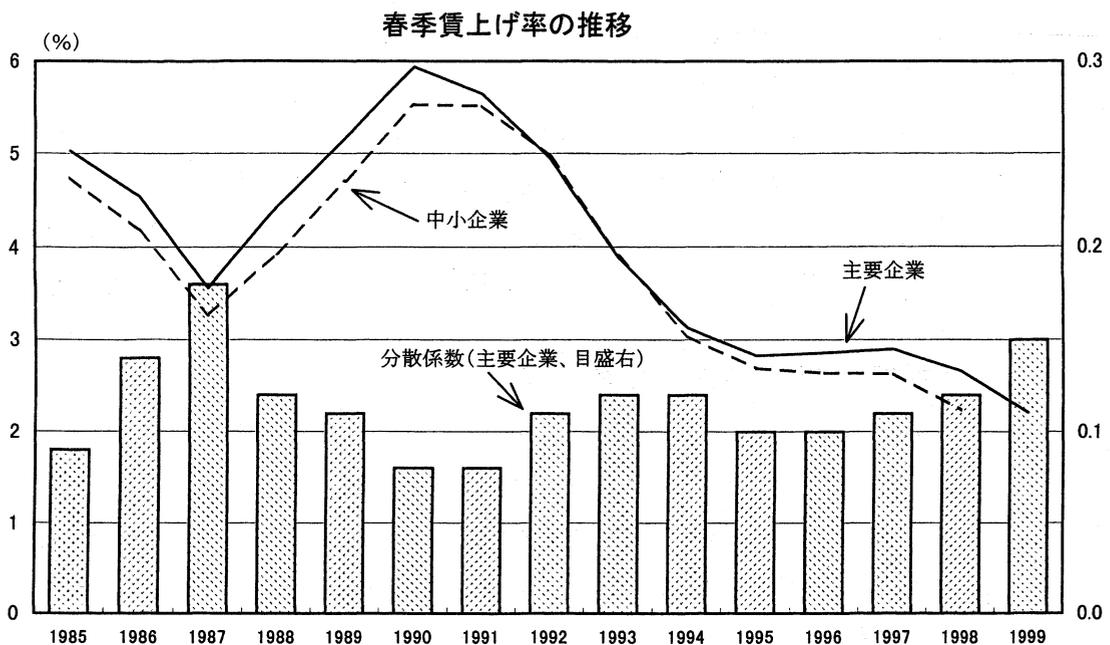
見直しが交渉技術の上でも求められているわけであるが、春闘方式そのものが今後変化するとはいえない。1955年以降続いてきた「春闘」については、過去の石油危機や円高不況などの不況期にも見直しが唱えられてきた。しかし、かつて欧米の労働組合は2～3年ごとの労働協約交渉をしてきたものが、次第に日本の春闘のように毎年の交渉となり、また交渉の時期（季節）も産別大統合などを背景に集まるところもみられる。変動する世界での市場経済にとって、社会的合意形成の装置として柔軟な適応ができ有意義であるというのが定説である。

【社会的所得分配機能の意義】

また、日本においては労働協約でカバーする雇用労働者の比率が欧州よりもはるかに狭いにもかかわらず、全産業への波及効果は欧州の協約の拡張適用効果に匹敵するものがある。すなわち合意形成と情報の社会的伝達装置としてこれほど効率のよいものはない、とみられよう。格差拡大が容易に容認されるような昨今の風潮のなかでは、産業別組合の当該産業全域への組織的拡張努力が飛躍的に強化されなければならない。

しかし、同時期に集中的な交渉を密な情報交換のなかで行うという春闘方式の社会的合理性は今後とも重視されていくべきである。個別企業や個別産業の格差や変動が激しければ激しいほど、社会的分配機能をもつ春闘装置を強めていくべきであろう。

〔参考〕 連合総研『労働の未来を創る—グローバル化時代の労働組合の挑戦』
 第Ⅲ部「グローバル化と労働組合の戦略選択」
 同 『DIO』「春闘の社会経済的役割」、1999年2月号



(備考) 労働省労政局調べより作成

6 労働時間と賃金制度の諸問題

〔変化する働き方への対応と労働時間短縮の課題〕

97年から減少に転じた総実労働時間は、98年も月平均155.9時間で前年比1.1%の減少となっている。所定内労働時間は97年よりも減少幅が縮小したが、97年にも増えていた所定外労働時間は98年の景気の低迷を背景に減少に転じた。所定内労働時間を事業所規模別にみると、97年4月1日から法定労働時間週40時間制が全面適用されたことにより、97年、98年ともに規模の小さい事業所ほど減少している。

連合は97年に2000年度を目標に年間総労働時間1800時間達成に向けた実行計画を策定した。実行計画は所定労働1800時間や所定外労働時間150時間以下と割引率の引き上げ、年次有給休暇20日付与と完全取得、多様な休暇制度の導入などを柱としているが、環境は厳しく現状は目標にほど遠い。99年には「実行計画をいっそうに推進するための具体的取り組み」として時間外・休日労働の削減や、年次有給休暇の取得推進への取り組み方法を示し運動を推進している。

欧米では、不況の時期は労働時間短縮の良機とされる。ワーク・シェアリングの可能性を含めて労働時間短縮を生活時間の確保、ゆとりの確保と併せて戦略的に位置づけ直すことができないものかどうか。新たな討議と検討が求められる。

中小部門の格差を是正し時短を進めると同時に、論外ともいえるサービス残業をなくすこと、有給休暇の完全取得、通勤時間も含めたゆとりある社会生活の実現をめざし、さらに裁量労働制や在宅勤務など変化する働き方への対応と雇用創出もふまえた労働時間短縮の取り組みのたゆみない推進が求められる。

〔退職金制度をめぐる動向と考え方〕

企業は業績悪化や高齢化のなかで総額人件費を圧縮しようとしている。さらに会計基準の変更により、退職金債務と年金債務をあわせた退職給付債務に対する退職金給与引当金や年金資産の不足分が貸借対照表上に顕在化するため、債務の抑制を目的に改革を進めようとしている。しかし、退職金は労働者にとっての生涯生活設計の上で重要な位置を占めている。

連合総研の調査によれば、退職金制度は中小企業も含めほとんどの企業に導入されている。また規模が大きいほど退職年金制度と併用する企業が多い。金額の算定方式は算定基礎額に支給率を乗じる方法が7割をしめるが、基礎額が年功的な賃金に連動するケースが多いことから、賃金とは独立したポイント制や別テーブルによる方式も一部で導入

されている。さらに算定基礎給を利用した方式をとる企業の7割は制度改定の意向を持っており、年功的な賃金制度を持つ企業ほどその割合は大きい。そこでは支給率の見直し、基礎給への賃上げ繰り入れの抑制、ポイント方式の導入などが検討されている。1000人以上規模の企業を対象にした中央労働委員会の調査によれば、高校卒と大学卒の事務・技術労働者の定年退職時のモデル退職金は93年から95年にかけて3%前後の増額となったのに対し、95年から97年にかけて約1%減少している。ベアに比べて退職金の伸びが小さくなっている背景には退職金の制度改定も影響している。

他方、組合員のなかでも、若者層を中心に転職志向や賃金の短期決済志向の高まりがあり、従来型の退職金制度のあり方に修正を求める声もある。退職金の前払い制導入や、確定拠出型年金による退職年金のポータブル化などの議論が進められ、松下電器での退職金の手直しの動きが出ているのもそのひとつである。従業員の選択の幅が広がることは望ましいが、同時に日本型雇用慣行の重要性と老後保障や長期雇用促進といった退職金制度が果たしてきた役割を認識しつつ、労働側が不利にならないよう対応すべきことはいうまでもない。

〔参照〕 連合総研「98 賃金制度改革と労働組合の賃金政策の新たな展開に関する調査」

【賃金制度——成果主義への傾斜と問題点】

労働省の調査によれば、96年時点で過去3年間に何らかの賃金制度の改定を行った、あるいは今後3年間に改定予定のある民間企業は6割以上にのぼる。改定の内容は能力部分の拡大や実績・成果部分の拡大が中心で、大企業ほど改定が多い。この背景はいうまでもなく、経営者が総額人件費抑制と生産性向上のために、年功的賃金の改革を推進したいということである。しかしそれだけでなく、従業員の側も社会的に公正で仕事内容に即した働きがいのある賃金を希望し、そのために制度改革がすすめられるべきだと考えていることも背景にある。

実績・成果部分の拡大として、管理職を主な対象とした年俸制の導入や個人・部門業績を反映した賞与の改定などが行われている。最近では三洋電機や東京電力などが年俸制の導入や拡充を決めている。また富士通、NECや伊藤忠、武田薬品などが成果主義的な賞与の改定を行っている。

連合総研の調査によれば、能力主義の徹底や成果主義の導入について一般的にどう考えるかについて聞くと、組合員の47.7%が賛成している。こうした傾向は1960年代より引き続いたもので、自分の仕事を正当に評価されたいとする組合員の要請を反映している。もっとも、この傾向は年功的賃金カーブのうえで不利な若年者ほど多く、中高年層では低い。また公営・公務部門25.9%、民間部門52.1%と部門間でも意識が異なっている。企業内の同一年齢の年収格差については、現状を維持すべきと考える組合員が30.4%、広げるべきであるという組合員が27.8%と約3割ずつで拮抗している。また能力・実績主義

の広がりの中で、評価の正確さや能力を発揮できる職務に就けるかなどの不安を多くの労働者が抱いており、評価項目、手順、方法、結果など評価に関する透明性に不満が集まっている。したがって、労働組合に対して制度改革に主体性を持って関与、提言すべきだと考える組合員は59.2%にのぼる。労働組合の役員についての調査でも、一般組合員よりもさらに能力・成果型の賃金に肯定的な面があり、平等性だけでなく企業内の公正な賃金格差とは何かについて悩んでいることがうかがえる。

今後も能力・成果主義的な賃金制度改革が進められるものとみられるが、個々の企業の特성에応じた公正かつ納得性のある賃金制度の設計と運用について労働組合が職場討議と合意形成を基盤に、労使協議を活用して取り組んでゆく必要がある。

またここでは、同時に生計費保障としての賃金の安定性を確保するための基準づくりも必要不可欠である。さらに賃金制度のみではなく、昇進、昇格、配置、評価、教育、苦情処理など各種制度をふくめた総合的な人事制度への労働組合の積極的関与とチェックが重要である。

〔参照〕 連合総研「雇用と人事処遇 将来展望に関する調査」

【福利厚生費——抑制の動きと多様化するニーズへの対応】

日本の福利厚生費のうち、とくに法定外の費用は大きいといわれる。実際の国際比較では格別に高いとはいえないが、企業によってはかなり高いところもある。この福利厚生費も総額人件費抑制の圧力をうけている。企業が支払う労働費用のうち現金給与以外の労働費用が17.1%を占め、法定福利費が8.9%、退職金等の費用が4.3%、法定外福利費が2.8%である（労働省調査）。法定福利費と退職金費用は社会保険料の引き上げや高齢化に伴い増加傾向にあるが、法定外福利費の割合はパートタイム労働者の増加やコスト削減のためやや減少している。

法定福利費の格差はおおむね現金給与の格差を反映しているが、法定外福利費の企業規模による格差は大きく、小規模企業との格差は拡大傾向にある。法定外福利費の半分は住宅に関する費用が占め、大企業ほどその割合は大きい。

就業形態や価値観の多様化、女性・高齢者の増加などにより、福利厚生に対する従業員のニーズは多様化している。一方、企業は法定福利費と退職金等の費用が増加するなかで、法定外福利費の圧縮傾向を強めている。両者の思惑は異なるなかで制度改革は進められている。福利施設を運営費用削減のためアウトソーシングしたり、日本IBMやベネッセコーポレーションのように、ニーズの多様化に対応したカフェテリアプランなども一部で導入されている。また、松下電器産業やリクルートのように、福利厚生費や退職金を廃止し、その原資を賃金や賞与に充当することを選択できる企業もある。さらに今後、確定拠出型の企業年金が導入されるところが出てくれば、退職金費用も含めた福利厚生が再構築される可能性もある。企業内のより有利な福利厚生のあり方は企業別労

働組合の独自の課題である。

同時に企業内での生涯的な生活保障を求めることに限界が明らかになってきており、企業を越えた、生活安定の制度的仕組みについて産別や地域組織と連携した労働組合運動の強化が単組自身に求められている。

7

よりよき企業モデルを求めて ——コーポレート・ガバナンスへの対応

【コーポレート・ガバナンスをめぐるわが国の動き】

最近コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する論議が盛んに行われている。その背景は、①長引く不況と激化する国際競争のなか、グローバル・スタンダードに対応したコーポレート・ガバナンスが求められていること、②相次ぐ企業不祥事に対し、日本の企業統治（コーポレート・ガバナンス）のあり方が問われたことである。

コーポレート・ガバナンスに関する議論は、労働組合に無縁のものではなく、労働組合の存在自体にもかかわる重要な議論である。ステーク・ホルダー（企業に関わる利害関係者）の一員である従業員・組合員がどのような権利を保障されていくのか、また組合員を代表する労働組合がコーポレート・ガバナンスの構成員としてどのような位置を占めるのかという議論である。まさにこれまで築いてきた労使関係をどうするのかということにつながる議論だからである。

経団連は1997年9月「コーポレート・ガバナンスのあり方に関する緊急提言」を公表し、監査機能の強化と株主代表訴訟制度の見直し等を提言した。この流れをうけ、自民党は、法務部会の「商法に関する小委員会」を設置して議論を重ね、1999年4月「コーポレート・ガバナンス」（企業統治）に関する商法改正要綱案を発表した。この要綱では、①取締役の監査役に対する説明責任、②半数以上の外部監査役の義務付け、③監査役の任期の伸長、④監査役選任に関する監査役会の同意権、など監査役（会）の改革とともに、株主代表訴訟を起こせる原告の制限などを盛り込んでいる。

【コーポレート・ガバナンスをめぐる海外の動き】

経済協力開発機構（OECD）理事会は、1998年4月に開かれた閣僚級会議でコーポレート・ガバナンスの基準とガイドラインを策定するように求めた。早速「コーポレート・ガバナンスに関するタスク・フォース」が設置され、そこで検討された内容は1999年5月OECD閣僚理事会において共同声明「コーポレート・ガバナンス基本原則」として採択された。勧告や条約ではなく、これが「基本原則」とされたことの意味は、法的拘束力はなく、各国が法的、制度的、規制的枠組みを評価、改善する際に参照できるような基本

的な原則を記述したということである。この「原則」はそれぞれの国の状況に応じて採用されるものだという事である。経営モデルは国ごとに多様であり、各国の法律作成に対して細かな方針を定めるということはないという判断からである。

基本原則は「株主の権利と責任」「株主の平等な扱い」「債権者・従業員など利害関係者の役割」「情報開示と透明性」「株主に対する取締役会の役割と責任」の五本柱で構成されている。とくに注目されるのは、ステイク・ホルダー（労働組合を含む利害当事者）に関する3番目の柱が立てられたことである。この柱「債権者・従業員など利害関係者の役割」は、これが不可欠と主張する労働組合側と、必要なしとする経営者団体側との間で意見が対立した部分であった。英米法的な観点からいえばこの柱はないとされるが、OECDが策定するコーポレート・ガバナンスのモデルにステイク・ホルダーの一員として従業員側の立場が明記されたことは、日本の論議のあり方との関係で興味深い。

また、この一連の会議には連合からも出席しており（野口副事務局長）、1999年1月に開催された「コーポレート・ガバナンスガイドラインに関するOECD労使会議」では「多くの国で従業員の経営参加が法的に、または慣行的に認められている。企業に対する従業員の一般的権利について記載すべきである」など、従業員の立場、ステイク・ホルダーの権利について盛り込むよう発言した。

【日本型経営の基礎は変わらない】——連合総研調査

確かにコーポレート・ガバナンスに対する内外の関心は高く、それにともないグローバル・スタンダードの名のもとに、これまでの日本型経営モデルを否定し、あたかも英米式の経営モデルに変革していくといった議論がマスコミを中心になされてきている。しかし、はたしてそうか。

連合総研はわが国におけるコーポレート・ガバナンスにかかわる問題を明らかにするため、稲上毅東京大学教授を主査とした「企業と社会研究委員会」を発足させ調査研究を進めた。同委員会では、日本の経営者がコーポレート・ガバナンス問題をどのように考え、また将来の企業像をどのように構想しているのかを知るために、東証1部上場企業1,307社の役付取締役（会長・社長・副社長・専務・常務など）約8,000人を対象に調査を実施した。この調査から、(1) 会社を株主の所有物とはみなさず、経営目標の多様性を認めるといふ基本的な企業観、(2) 安定株主との相互依存関係、とくに高い安定株主比率の維持と経営に発言しない安定株主行動、(3) 内部昇進型の経営者キャリア形成、(4) この(3)に連動する長期雇用慣行という日本型経営の基礎的骨組み——などは維持されるであろう、という観察をえた。ただし、多くの企業は、この基礎的骨組みは維持しながらも、コーポレート・ガバナンスおよび雇用・労使関係の他の諸要素について改革を行っている。

〔参照〕 連合総研『DIO』1999年5月号「コーポレート・ガバナンス調査結果」

[労働組合の視点確立を]

日本の労使関係の実質は、英米型企業のような敵対的關係とは異なるものであり、そうした日本の実態を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの問題を議論することが重要である。日本の労使関係に精通しているロナルド・ドーア氏も「労働契約が企業に対するメンバーシップ契約の性質を持って、企業が共同体的性格を帯びているのが現実であるにもかかわらず、日本の現在の商法は、あくまで英米型の企業を想定している。このような状況下では、株主重視企業をめざす人たちが、法律の権威に訴えるだけでも相当説得力を得ることになる。だから労働組合としては、急いで従業員を少なくとも株主と同等な利害当事者（ステイク・ホルダー）としての立場を認めるような商法改正を考えることが急務である」と指摘している。同氏は「経営の透明性の確保は株主に対する義務ばかりではなく広く従業員および社会に対する義務と規定すること」が必要であり、「監査役制度を見直すとしたら、これを機会に、従業員代表（従業員に選挙された監査役）を加えることが可能ではないか」とも提案している。

連合はこのコーポレート・ガバナンス問題に対し経済政策小委員会を中心に活発な議論を続けている。また、産別・単組レベルにおいても経営対策の一環として、新たな労使関係のあり方を日々模索している。今後の労使関係を考える上で、また組合員の雇用と処遇という基本的な権利を今後とも確保するためにも、このコーポレート・ガバナンスについての議論に対し、自らに関わる問題として、労働組合としてコーポレート・ガバナンスの主体としての視点を確立することが必要である。

〔参考〕 連合総研『DIO』1999年5月号

ロナルド・ドーア「コーポレート・ガバナンスと労働組合」

企業経営のあるべき姿

	そう思う	どちらとも いえない	そうは 思わない	NA
企業は株主の所有物で社員も生産要素のひとつ	8.5%	25.3%	66.1%	1.9%
株主以外の利害関係者の意向を適切に反映する必要あり	85.8%	10.4%	2.1%	1.8%
株主の利益最大化に貢献するのが経営者の役割	49.9%	37.6%	10.7%	1.8%
経営目標は同一ではなく企業の個性にみあった目標	84.1%	10.7%	2.6%	2.6%

資料出所：連合総研、トップマネジメント意識調査（1999.5）

8 底固い福祉の再構築をめざして

【重大局面にある社会保障改革】

バブル経済の崩壊に端を発する未曾有の経済危機が深刻化するにつれ、日本における福祉関連の諸政策は大きく舵を切りかかり、いま重大な局面にある。すなわち、1995年7月に社会保障制度審議会が示した勧告においては、年金、医療保障、保育などの諸制度が、経済の成長や安定に大きく貢献してきた点が指摘されていた。しかしその後、深刻な財政危機を背景に経済構造改革が叫ばれるようになると、社会保障費の増大が経済の活力を低下させるとして、見直しを求める声が大きくなった。これに対して、連合などからは、社会保障制度審議会においても、単純な福祉な福祉削減は時代錯誤である、人口構造の急激な変化が確実に見通せる今日において、財政構造や産業構造の大規模な再編成は不可避であり、まさにそれゆえに生活の安定に果たす社会保障の役割がいっそう重要になってきているという主張がなされ、対峙している段階にある。

1998年8月に発足した経済戦略会議は、1999年2月に最終報告「日本経済再生への戦略」を小淵内閣総理大臣に提出した。ここでは短期的な痛みを耐え、構造調整を徹底することによって経済再生が可能であるとされ、いわゆる「小さな政府」論が展開された。しかし、今次の経済危機の基底には、勤労者の将来に対する不安感が根強くあることを無視してはならない。一般的に政府の役割を縮小させたり弱くさせることでは、人々の不安は解消されるどころか、むしろ増幅される。その結果、消費はますます控えられ、企業の投資意欲も縮小の方向に向かってしまう。今日最も必要とされることは、国民の安全と安心にかかわる分野に必要な資源を安定的に配分することであり、それによって広がる不安感を払拭することが必要である。

【公的年金の後退に対抗する連合】

連合はこの公的年金改正にあたって、以前から現行給付水準の維持、基礎年金については当面国庫負担割合の2分の1への引き上げと将来的に税方式への転換、年金と雇用の接続を中心とした要求を提出し、高齢社会の入口において、労働者の生涯生活設計の柱となる公的年金を死守する決意を表明していた。しかし、年金審議会は1998年10月に「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書」を公表した。これは、報酬比例部分の5%引き下げ、賃金スライドの凍結、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ、60歳代後半の在職老齢年金制度の導入、などを主な内容としていた。1999年2月末には、厚生省はこの意見書をもとに国民年金および厚生年金の保険料を凍結すること、基礎年金につ

いて2004年まで安定財源を確保し国庫負担を2分の1に引き上げること、のそれぞれを附則に加えた年金制度改正案要綱をとりまとめた。そして、翌3月半ばには労働側の強い反対意見のなかで年金審議会、社会保障制度審議会にあい続いてこうした内容を諮問、答申（後者においては国庫負担部分を修正）した。これは3月末国会への法案提出というスケジュールが先にあっての強行であり、笹森連合事務局長が強い抗議の談話を発表したのをはじめ、連合になってはじめて労働側委員が抗議の意を込めて年金審議会委員を辞任し、年金改悪反対への決意を明確にした（3月16日）。

連合が年金改悪反対の行動を強めるなかで、3月に国会に提出されたのは保険料を凍結するための国民年金法改正案にとどまり、与党内調整がつかないこともあって、8月に年金改正法案は継続審議ということになった。年金改悪への闘いはなおも続くことになる。

【医療制度改革への諸課題】

医療制度については、当面、医療提供体制、診療報酬制度、薬価基準制度、高齢者医療のそれぞれが改革課題としてあげられている。このうち、診療報酬制度と薬価基準見直し案が1998年、高齢者医療等の見直し案が1999年の通常国会に提出される予定であったが、いずれも先送りされた。

医療審議会は、中間報告「医療提供体制の改革について」を1999年7月にまとめ、一般病床を急性期と慢性期に区分することや広告規制の大幅緩和等を示した。しかし、カルテ開示については医師会が強硬に反対し、消極的であった。秋に医療法改正要綱案が予定されている。一方、医療保険福祉審議会は、1998年11月に高齢者医療制度等に関する中間報告をまとめ、引き続き連合の提唱する退職者健康保険制度と日本医師会の主張する高齢者独立保険制度の2案を中心として検討が進められている。また、1月には薬価基準制度について「薬剤定価・給付基準額制」がまとめられたが、日本医師会の抵抗により実現の見通しは立たなかった。診療報酬制度については、中央社会保険医療協議会で、老人医療・介護保険等を含めて検討が進められている。

【実施段階に入った公的介護保障】

介護保険制度は、介護の社会化をめざして2000年4月から実施されることになっている。これは、現在自治体における最重要政策課題といってよい。しかし、実施を目前に控えてなお、全体像は見えにくい。

制度の細目において政令に委ねられた部分が少なくなく、それがなかなか決まることが保険者たる市町村を不安にさせている。また、40歳以上の国民にとっては、保険料はいくらになり、いざというとき必要なサービスが確保されるかどうか不安となる。さらに、これまで特別養護老人ホームなどで介護サービスを受けていた人にとっては、サービスが継続されるのか、本人負担がいくら必要になるのか、等々の不安がある。

新しい制度の立ち上げにとって重要なのは基本理念の確立である。当面の不安におび

え、いたずらに制度を複雑化させることなく、まず地域の総力をあげて軌道に乗せる努力こそ必要とされよう。1999年10月から、要介護者への介護サービスの程度に関する認定審査が開始される。当面、介護サービスを実施する事業者にも力の差は大きい。提供し得るサービスによって保険料も変わるなど、地域間格差も生まれてくる。しかし、事実上制度はすでに走り始めているのであり、立ち上げの努力と同時に、利用者の立場から各地域においてそれぞれ最も適した介護福祉環境のあり方が模索されていく必要がある。介護保障確立の基本視点に立った地域での取り組み支援、地域住民運動による支援とチェック活動が重要となっている。

【「有効な政府」による福祉社会をめざして】

昨今の風潮は、福祉政策への資源配分を経済社会におけるコストとのみ捉えられる傾向があり、日本経済の危機は大きすぎる政府によってもたらされたものであるから、コストを切りつめる方向で回復をはかることが必要だという議論が、巷間大手を振るう。しかし、日本の経済社会は「福祉の過剰」によって危機に陥ったのではない。むしろ「福祉の不足」によって国民が自衛に駆り立てられた結果の「過剰な貯蓄」を国内で適切に活用することができずに招いた危機である。

確かに、いわゆる社会的セイフティー・ネットは、張り替えが求められている。しかし、それはこれまで個別に発達してきた年金・医療・福祉の諸政策を有機的に連携させ、総合的な福祉経済社会政策によって建て直さねばならない。底固い福祉が保障され、その際、公平性と透明性の担保された「有効な政府」像がはっきりとイメージされてくるならば、一般勤労者にとって租税ないし社会保険料の負担増は頭から拒否されるものではないことは、多くの世論調査結果が示している。産業構造変動が進み、市場競争によって企業がリスクにさらされるとき、万人のためのくらしの安全保障、すなわち、いつでも必要なときに、年金、医療、介護等の給付が確実に得られるような共同のリスク管理は、現代社会に必須である。

また家族の危機がいわれるが、家族規模が縮小し、共働きが増えるなかで、必要とされる高齢者介護サービスの不備や子どもの社会的扶養（保育所等の整備）の条件が不十分なために生じている面も大きい。「家族にやさしい社会制度」を確立することなしに、道徳面のみを強調するのは見当違いの議論である。

新しい福祉経済社会を展望し、勤労者の声を結集することにより、場当たりの解決ではなく持続可能性を視野に置いた政策に結びつけ、着実に実行することが今ほど求められているときはない。

〔参照〕 連合総研、新福祉経済社会研究委員会報告（1999年12月予定）
とりあえずは正村公宏主査報告（1999年4月）を参照

9

地球環境問題・NPOとの連携に取り組む連合

【高まる地球環境保護の動き】

1992年にリオデジャネイロで地球環境サミット（リオ会議）が開催され、地球環境を守るために環境保全と開発を調和させる「持続可能な開発」を達成しなければならないとの共通認識が確認された。リオ会議で「大気中の温室効果ガス濃度を危険でないレベルに安定化させること」を目的として採択されたのが『気候変動枠組み条約』である。97年の京都会議はこの条約の締約国による第3回締約国会議（COP3）として開催された。京都では、2008年からの5年間に、温室効果ガスの排出量を国によって目標値に差はあるものの、90年比で全体で5.2%（日本は6.0%）削減することが決定された。排出権取引や共同実施の進め方等具体的な整理を今後に持ち越した部分は残るものの、当面この数値を目標としての削減努力が求められる。

【エコライフ運動に取り組む連合】

連合は97年に京都会議開催を契機として本部と主要産別組合役員で構成する「環境委員会」を設置し、従来の取り組みを見直し、強化していくこととした。具体的には、リオ会議を契機として、ライフスタイルの見直しをはじめとした国民生活全般に関わる運動を展開すべく『エコライフ21』運動に取り組んだ。これらの動きのなかでは、①組合員が、産業内部で働く企業人としての側面と同時に、消費者・生活者としての側面を持っていること、②労働組合に対しては、組合員だけの運動ということではなく、家族や地域社会との関わり合いも含めた地域全体としての環境への取り組みをリードする役割が期待されていること、などを意識した上で、温暖化問題のみだけでなく、「持続可能な開発」を見据えた、国民生活全般にわたっての意識改革を提唱している。また、連合傘下の産別においては『エコライフ21』に先だって、CO₂削減に取り組む『COCOちゃん運動』（自動車総連、電機連合、電力総連、CSG連合、鉄鋼労連、全国ガス）を推進するなど独自の取り組みもされはじめている。

『エコライフ21』運動のステップ1およびステップ2においては、労働組合の組合員およびその家族での取り組みを進めてきたが、99年10月からのステップ3においては、これまでの成果を踏まえた上で国民運動としての大々的な展開を予定しており、より具体的な運動の展開と成果が期待される場所である。

【NPOとの連携——運動領域の拡大へ】

阪神・淡路大震災でのボランティア活動を契機として、非営利組織（NPO）への注目が高まってきた。連合は、市民・ボランティア局を設置し、また地方連合会・地域協議会の組織体制の整備を行って、さまざまな分野において地域社会や市民NPOとの連携を進めてきた。また、NPOの活動をより活性化するためにもいわゆる“NPO法”の制定が不可欠であるとして、各方面に働きかけて来た。

『特定非営利活動促進法』（NPO法）は、98年3月になってようやく成立。同法に基づきNPO法人に申請した団体は99年7月末で、1008団体にのぼり、これまでに394団体が認証された（経済企画庁の集計による）。またこれをさらに本格的なものとするため99年8月には超党派の国会議員204名の参加を得て発足した『非営利組織（NPO）議員連盟』（代表・加藤紘一、顧問・鳩山由起夫）も発足している。しかしながら、この『特定非営利活動促進法』は、依然としてNPOへの寄附が税の優遇対象となっていない。NPOの財政的な裏付けを確立するためにも、公益法人と営利法人を規定するのみの民法の改正も含めた是正措置が望まれる。

また、失業問題が深刻化してくるなかで、雇用の場としてのNPOの役割に注目する考えが浮上している。具体的には、NPO自身が雇用する直接雇用と、NPOが企業の製品やサービスを購入したり、行政のサービスを利用すること等による間接的な雇用の創出が考えられる。この点につき、NPOの育成を進めてきたNPOサポートセンター連絡会は、『NPOの雇用創出機能充実化への提言』のなかで、最大の問題点として、「経営能力をもった人材が決定的に不足していること」を上げ、具体的な育成プログラムを示すと同時に、「NPOの運営と事業遂行能力を高めることに、資金の投入が第一になされる必要がある」との提起を行っている。

連合はこうしたNPO活動との日常的な連携を中央・地方でめざすこととしている。社会組織が多様化し、生活者としての勤労者の要求もさまざまなチャンネルを通じて出されている。相互に排除したり、従属関係になるのではなく、NPO諸組織と対等平等の立場にたって切磋琢磨し、また日常的な関係を確立していくことが労働組合自身の内部の活性化にも有益である。

組織の拡大・強化に立ち上がる連合

【進展する産別統合の動き】

連合に加盟する産業別組合は、ドイツが当初17単産、近年は7単産に整理統合されてきたのとは対比的に、70単産を超える状況が続き、産別機能の充実や規模のメリットからいっても大規模な整理統合が望ましいとされてきた。ようやく、最近にいたり産別統合の動きが加速してきた。1996年10月に全化同盟と一般同盟が統合しCSG連合が誕生した。1998年10月には合化労連と全国化学が化学リーグ21を結成し、約10万人規模の産別となった。1999年9月にはゼンキン連合と金属機械がJAMを結成し、60万人組織をめざすこととなる。また10月には航空同盟と全日空グループ労協が航空連合を結成し、地上職やスチュワーデスを中心とした約3万人規模の組織となる。

さらに2001年7月には商業労連、チェーン労協、百貨店7労組連絡協議会が日本流通・サービス産業労働組合連合会（仮称）を結成し約21万人規模の組織となる予定である。2003年には私鉄総連、運輸労連、交通労連、全自交労連の4組織が交通運輸の産業政策実現に向けて、交通運輸連合（仮称）を結成する準備に入っており、その場合発足時には50万人規模となる。今後も産業政策や組織化における産別機能強化を重視した産別統合がすすむことが期待される。

【組織化への戦略的取り組みの開始】

労働省の調査によると、1998年6月末の労働組合員数は1,209万3,000人で前年より19万2,000人減少した。推定組織率は22.4%となり、前年よりさらに0.2%低下した。3年前と比べて組合員が減少したとする組合は全体の58.6%で、93年の調査より25.7%増加した。新規・中途採用の手控えや、定年退職、中途退職者の増加、事業縮小等による労働者の減少などが主な原因である。大企業、製造業のリストラがすすみ、中堅・中小企業やサービス分野の雇用はのびているものの、もともと未組織分野が多く組織化が進んでいない。

連合は90年に「1000万連合をめざす組織化方針」、92年に「連合組織方針」を確認したものの、その後組織率は低下を続けている。そこで96年11月には「組織拡大実行計画」を策定し、99年9月までの3年間に110万人の拡大をめざした。これは困難な目標ではあるが、連合が自ら組織化を唱え加盟組織に働きかけることにより、労働運動における組織化に対しての意識改革の意味合いを持っている。まず企業別を含むすべての組織が組織化に目を向け、日常活動のなかにヒトの面でもカネの面でも本気で組織を拡大していく、という「組織の文化」を確立することが先決であるという点がある。

連合は「低迷する組織率のままでは日本の労働者を代表するナショナルセンターとしての社会的影響力の低下や、将来の労働運動の展望を失わせかねない。労働運動の生命線は組織拡大である」と認識し、組織化へ向けて不退転の決意を示そうとしている。98年2月に組織率の低下状況を直視し、「組織拡大方針・実行計画の補強」を確認した。補強にあたってはオルガナイザー不足や組織化体制の弱さを補うために、重点地域を設定し集中行動を行い、地方アドバイザーの設置や情報・宣伝活動の強化、オルガナイザーの育成、重点業種・産業対策の強化などに取り組むとした。集中行動は待ちの姿勢から行動へと意識を転換する動機付けになったが、同時にそこでは運動における組織拡大の地位が低いことも認識された。

製造業から非製造業へと産業構造が転換し、パート・派遣・契約労働者など就業形態の多様化が進むなかで、雇用労働者そのものが増えているにもかかわらず、組合員が減少しており、新たな就業分野での組織化努力が求められている。非正規労働者に対しては、商業労連、ゼンセン同盟、自治労などで従来より取り組みが進められているが、今後、他産別での取り組みのいっそうの強化が求められる。

増加するパートタイマーや派遣労働者、不況下の厳しい環境に置かれている未組織管理職、福祉政策上も重要な位置付けにある医療関係者など連合の政策に直接関わる組織化対象も多い。連合、産別、地方連合会、単組などそれぞれの主体による、リーダーが前面に立った取り組みが期待される。

むすび——21世紀への日本の労働組合運動の役割と位置

労働組合のナショナルセンター・連合は、国民の圧倒的な多数派である雇用労働者を代表し、経済と政治の逆風に抗して、運動をすすめる位置にある。そこでの運動理念は、運動方針案に示されているように長期的な視野に立って「労働を中心とする福祉型社会」をめざすことであり、「ゆとり・公正・連帯」の社会を建設していくことであろう。連合運動は、こうした「理念」にもとづき結集し、ひとびとが働き・暮らす職場と地域に責任をもち、個人利益優先主義の風潮に抗して、市民社会としての「公（おおやけ）」の役割を担い築く位置にある。21世紀に向けて日本の経済社会が難しい岐路にあるとき、連合は勤労者のための政策・社会の座標軸にならねばならず、そのためには自前の運動の力量を高め、組織化に取り組むことが条件となろう。

'98-'99 内外情勢の推移
—グローバル経済の試練と21世紀に立ち向かう連合—

1999年10月

発行 (財)連合総合生活開発研究所 (連合総研)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3F
TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852
